

衆議院 建設委員会 議録 第二十五号

(七六三)

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)
午後一時三十八分開議

出席委員
委員長代理 理事内海 安吉君

理事村瀬 宣親君
逢澤 寛君
今村 忠助君

瀬戸山 三男君
内藤 隆君
福田 恒君
坂本 泰良君
寺崎 覚君

浅利 三朗君
宇田 淳君
高田 英一君
高市君
増田 連也君
池田 峰雄君

出席政府委員
大藏事務官(主) 平井 平治君

計局計課長(管理局長) 遊江 操一君

建設事務官(河川局次長) 伊藤 大三君

経済安定技官(建設交通局長) 小澤久太郎君

委員外の出席者 参議院議員 岩沢 忠恭君

検査事務官(檢務局) 宮下 明義君

建設事務次官 中田 政美君

会計検査院事務官(事務総長) 西畠 正倫君

専門員 田中 義一君

五月二十三日
委員尾関義一君辞任につき、その補欠として田中角榮君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日
委員坂本泰良君辞任につき、その補欠として佐々木更三君が議長の指名で委員に選任された。

衆議院 建設委員会 第十六号

で委員に選任された。
同日
委員前田榮之助君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

田中角榮君が理事に補欠当選した。
五月二十二日
連合軍用木材等調達に関する請願(野原正勝君紹介)(第二二八六号)

災害復旧工事国庫補助金の交付促進等に関する請願(平野三郎君紹介)(第二二一〇号)

同月二十三日
連合國軍關係使用人中渡米留学生の待遇改善に関する請願(前田種男君紹介)(第二二三〇号)

喬木村地内天童川の堤防修築に関する請願(今村忠助君紹介)(第二二三七九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十二日
耐火建築助成法案に関する陳情書(東京都中央区銀座西三丁目一番地社団法人都市不燃化同盟会長高橋龍太郎)(第七五四号)

土地收用法の改正に関する陳情書(東京都中央区銀座西三丁目一番地日本建築学会会長伊藤滋)(第七七一治外六名)(第七七二号)

土地收用法の改正に関する陳情書(東北興業株式会社法の一部改正に関する陳情書(宮城県知事佐々木家壽号))

都千代田区有樂町一丁目三番地社团

法人日本電気協会会長大西英一
(第七八五号)

を本委員会に送付された。
本日の会議に付した事件

理事の互選

土地收用法案(岩沢忠恭君提出、参法第二三号)(予)

土地收用法施行法案(岩沢忠恭君提出、参法第二四号)(予)

建設行政に関する件

○内海委員長代理 これより会議を開きます。

去る十九日予備審査のため付託されました土地收用法案、岩沢忠恭君提出、参法第三号、及び土地收用法施行法案、岩沢忠恭君提出、参法第二四号を一括議題といたします。この際提案理由の説明を求めます。参議院議員

岩沢忠恭君。

第一条 第二節 会議及び審理(第六十一条—第六十七条)

第六章 損失の補償

第一節 収用又は使用による損失の補償(第六十八条—第六十九条)

第二節 測量、事業の廃止等による損失の補償(第九十条)

第三節 収用又は使用の効果(第九十五条—第一百七条)

第四節 別手続(第一百八条—第一百五十五条)

第五節 収用委員会の調停(第一百八十六条—第一百八十七条)

第六節 協議の確認(第一百六十六条—第一百六十七条)

第七節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の收用(第一百二十二条—第一百二十四条)

第八節 ある事業のための土地の收用(第一百二十二条—第一百二十四条)

第九節 手数料及び費用の負担(第一百二十五条—第一百二十九条)

第十章 訴願及び訴訟(第一百二十九条—第一百三十四条)

第十一章 索則(第一百三十五条—第一百四十九条)

第十二章 罰則(第一百四十一一条—第一百四十九条)

第十三章 附則(第一百四十六条)

第二節 収用委員会の裁決(第四十一条—第四十二条)

第一章 総則(第一章)

第一条 この法律は、公共の利益と

なる事業に必要な土地等の收用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

(土地の收用又は使用)

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを收用し、又は使用することができる。

(土地を收用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を收用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに関する事業でなければならぬ。

一 道路法(大正八年法律第五十八号)による道路若しくは道路の附属物、道路運送法(昭和二十六年法律第号)による

一般自動車道若しくは一般自動車運送事業の用に供する専用自動車道又は一般公共の用に供する駐車場

二 河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用され、若しくは準用される河川その他公共の

利害に關係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は司法が準用される砂防のための施設

四 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設

五 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水資源の利用に因する設備

七 日本国鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第三条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設又は日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第二十七条各号に掲げる業務の用に供する施設

八 地方鉄道法（大正八年法律第八号）による一般要合旅

くは物品を運送するもの又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道若しくは同法が準用される砂防のための施設

九 道路運送法による一般要合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業の用に供する施設

十 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）による港湾施設又は漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）による漁港施設

十一 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）による水路測量標

十二 国が設置する航空保安施設（飛行場を含む。）

十三 気象、海象、地象又はこう水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十六 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備

十七 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による公益事業の用に供する電気工作物又はガス工作物

十八 水道条例（明治二十三年法律第九号）による水道又は下水道、同条第三項の規定による索道で一般の需要に応じ旅客若し

くは物品を運送するもの又は軌道法（昭和二十一年法律第二百四十九号）による軌道若しくは同法が準用される砂防のための施設

二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設又は職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による公共職業補導所

二十四 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会若しくは國家公務員共済組合若しくは共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、保健所法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又

くは検えき所、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場

二十六 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）によると場又は（昭和二十三年法律第二百四十号）によるべい獸処理場

二十七 汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号）による公共溝きよ、公共便所、じんかい焼却場その他汚物掃除に関する施設

二十八 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十六号）による中央卸売市場

二十九 國立公園法（昭和六年法律第三十六号）による國立公園事業

三十 国又は地方公共団体が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の規定による住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の団地の住宅經營

三十一 国又は地方公共団体が設置する宿舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 前各号の一に掲げるものに關する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道の水を第三条各号の一に

る施設

十九 市町村が消防法（昭和二十一年法律第二百八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設又は職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による公共職業補導所

二十四 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会若しくは國家公務員共済組合若しくは共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、保健所法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又

第五条 土地を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限すること必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができる。

第六条 土地を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限すること必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができる。

第七条 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これら

の物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができる。

第八条 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これら

の物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができる。

第九条 土地、河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三条各号の一に

は、前二項の規定にかかるらず、

当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、

障害物を伐除することができる。

この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所

有者及び占有者に通知しなければならない。

(証票等の拂帯)

第十五条 第十一条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証(起業者が國である場合を除く。)

を拂帯しなければならない。

2 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者は、その身分を示す証票及び市町村長の許可証を拂帯しなければならない。

3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害關係人の請求があつたときは、示さなければならぬ。

4 第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の様式は、建設省令で定める。

(事業の認定)

第三章 事業の認定

第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の様式は、建設省令で定める。

第十六条 起業者は、事業のために土地を收用し、又は使用しようとするとときは、この章の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定に關する処分を行ふ機関)

第十七条 事業が左の各号の一に該するものであるときは、建設大臣が事業の認定に關する処分を行ふ

う。

一 国又は都道府県が起業者であ

る事業

二 事業を施行する土地(以下「起業地」という。)が二以上の都道府県の区域にわたる事業

三 事業が前項各号の一に掲げるも

の以外のものであるときは、起業

地を管轄する都道府県知事が事業

の認定に關する処分を行う。

(事業認定申請書)

第十八条 起業者は、第十六条の規定による事業の認定を受けようとするとときは、建設省令で定める様

式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第一項又は第二十七条第一項の場合においては建設大臣に、前条第二項の場合は都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の名稱

二 事業の種類

三 起業地

四 事業の認定を申請する理由

前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 起業地内に第四条に規定する土地があるときは、その土地に附する調査図面及び当該土地の管理者の意見

四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見

意見

五 事業の施行に關して行政機關の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においてはこれらに處分があつたことを證明する書類又は當該行政機關の意見

(事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第十九条 前条の規定による事業認定申請書及びその添付書類が同条又は同条に基く建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣又は都道府県知事は、相當な期間を定めて、その欠陥を補正させなければならぬ。第百一十五條の規定による手数料を納めないと起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を却下しなければならない。

2 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害關係人の請求があつたときは、示さなければならぬ。

3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地を拂帯しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の様式は、建設省令で定める。

(事業の認定の要件)

第二十条 建設大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

一 事業が第三条各号の一に掲げるるものに該するものであること。

二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四 土地を收用し、又は使用する

こと。

(國關係行政機關の意見の聴取)

知事は、事業の認定に關する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかであるとあると認めるときは、當該事業の施行について關係のある行政機

関又はその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。

2 事業の施行について關係のある行政機關又はその地方支分部局の長は、事業の認定に關する処分について建設大臣又は都道府県知事に對して意見を述べることができること。

3 市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつては、起業地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

4 市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつたときは、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的知識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

(公聴会)

第二十二条 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的知識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

2 市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつたときは、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

4 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めなければならない。

5 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めなければならない。

6 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めなければならない。

7 都道府県知事は、建設大臣が認定に關する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを建設大臣に送付し、前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

8 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

9 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

10 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

11 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

12 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

13 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

14 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

15 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

16 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

17 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

18 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

19 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

20 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

21 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

22 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

第三章

建設大臣又は都道府県

知事は、事業の認定に關する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかであるとあると認めるときは、當該事業の施行について關係のある行政機

関又はその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。

2 事業の施行について關係のある行政機關又はその地方支分部局の長は、事業の認定に關する処分について建設大臣又は都道府県知事に對して意見を述べことができること。

3 市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつては、起業地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

4 市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつたときは、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的知識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

6 (利害關係人の意見書の提出)

第二十二条 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的知識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつたときは、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

4 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

5 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

6 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

7 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

8 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

9 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

10 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

11 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

12 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

13 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

14 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

15 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

16 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

17 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

18 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

19 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

20 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

21 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

22 前項の規定による公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

四

建設委員会

知事は、事業の認定に關する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかであるとあると認めるときは、當該事業の施行について關係のある行政機

関又はその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。

2 事業の施行について關係のある行政機關又はその地方支分部局の長は、事業の認定に關する処分について建設大臣又は都道府県知事に對して意見を述べことができること。

3 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつては、起業地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

4 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名前を附して建設大臣にあつたときは、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 知事は、事業の認定に關する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的知識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

6 (事業認定の告示)

第二十六条 建設大臣又は都道府県

知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、運送な

い。

2 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

3 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

4 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

5 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

6 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

7 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

8 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

9 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

10 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

11 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

12 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

13 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

14 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

15 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

16 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

17 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

18 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

19 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

20 前項の規定によつて公聴会を開いて一般的の意見を求めるべきである。

2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な事由に基き必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

(土地物件調査権)

第三十五条 第三十三条の規定による土地細目の公告があつた後は、起業者又はその命を受けた者は若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため又は第三十六条第一項に規定する土地調書及び物件調書の作成のために、その土地又はその土地にある工作物に立ち入つて、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

2 前項の規定によつて土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の二日前まで又は工作物の占有者に通知しなければならない。

3 第十二条第三項及び第四項、第十三条並びに第十五条第一項、第二项及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第十二条第三項中「前条第三項」とあり、又は第十三条及び第十五条第一項中「第十一條第三項」とあるのは「第三十五条第一項」と、第十二条第三項及び第四項中「又はかき、さく等で埋めた土地」とあるのは「若しくはかき、さく等で埋めた土地又は工作物」と、同条第三項、第十三条

及び第十五条第一項中「土地」とは「障害物」とあるのは「土地又は工作物」と、第五条第一項中

「証票及び都道府県知事の許可証（起業者が國である場合を除く。）」とあり、又は同条第三項中「証票又は許可証」と、若しくは、第四項中「証票及び許可証」とあるのは「証票」と読み替えるものとする。

(土地調書及び物件調書の作成)

第三十六条 第三十三条の規定による土地細目の公告があつた後、起業者は、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

2

前項の規定により土地調書及び物件調書を作成する場合において、起業者は、土地所有者及び関係人（起業者が過失がなくて知ることができない者を除く。以下この節において同じ。）を立ち合わせた上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。

3

前項の場合において、土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が眞実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。

4

第二項の場合において、土地所有者及び関係人のうち同項の規定による署名押印を拒んだ者又は署名押印することができない者がいるときは、起業者は、市町村長の立会及び署名押印を求めなければならぬ。この場合において、

市町村長は、当該市町村の東員であるときは、起業者は、市町村長の立会及び署名押印を求めなければならぬ。この場合において、

立ち会わせ、署名押印させることができ。

5 前項の場合において、市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県知事は、起業者の申請により、当該都道府県の更員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。

6 前二項の規定による立会人は、起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号から第四号までの規定の一に該当する関係にある者であつてはならない。

(土地調書及び物件調書の記載事項)

第三十七条 前条第一項に規定する土地調書には、收用し、又は使用しようとする土地について、左に掲げる事項を記載し、実測平面図を添附しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積

三 土地に與して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

四 調書を作成した年月日

五 その他必要な事項

六 前条第一項に規定する物件調書には、收用し、又は使用しようとする土地にある物件について、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 物件がある土地の所在、地番及び地目

二 物件の種類及び数量並びにそ

三 物件に關して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

四 調書を作成した年月日

五 その他必要な事項

六 前二項の規定による立会人は、起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号から第四号までの規定の一に該当する関係にある者であつてはならない。

(土地調書及び物件調書の効力)

第三十八条 起業者、土地所有者及び関係人は、第三十六条第三項の規定によつて異議を附記した者がその内容を述べる場合を除くの外、前二条の規定によつて作成された土地調書及び物件調書の記載事項の眞否について異議を述べることができない。但し、その調書の記載事項が眞実に反していることを立証するときは、この限りでない。

(裁決申請書)

第四十二条 起業者は、前条の規定によつて收用委員会の裁決を申請しようとするときは、建設省令で定める様式に従い、裁決申請書に左に掲げる書類を添附して、これを收用委員会に提出しなければならない。

(裁決申請書)

第一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面

二 市町村別に左に掲げる事項を記載した書類

口 収用し、又は使用しようとする土地の面積並びにその土地にある物件の種類及び数量

(土地又は物件が分割されることになる場合においては、その全部の面積、物件の数量等を含む。)

八 土地を使用しようとする場

合においては、その方法及び期間

(協議の不調又は不能)

第四十一条 前条の規定による協議が成立しないとき、協議をすることができないとき又は第百十九条の規定によつて協議の確認が拒否されたため事業の施行が妨げられるときは、起業者は、第三十三条の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、收用又は使用しようとするとする土地が所在する都道府県の收用委員会に收用文は使用の裁決を申請することができる。

第五条 第二節 収用委員会の裁決

一 裁決の結果は、建設省令で定める。

二 裁決の結果は、建設省令で定める。

三 裁決の結果は、建設省令で定める。

四 裁決の結果は、建設省令で定める。

五 裁決の結果は、建設省令で定める。

六 裁決の結果は、建設省令で定める。

名及び住所
ホ 損失補償の目積及びその内
記

ヘ 収用又は使用の時期

三 第三十六条の規定による土地
調査及び物件調査又はこれらの
四 土地所有者及び関係人との協
議の経過説明書

（裁決申請書の欠陥の補正）

項第二号に掲げる事項の記載に
ついて準用する。

（裁決申請書の欠陥の補正）

第三十二条第二項の規定は、前
項第二号に掲げる事項の記載に
ついて準用する。

（裁決申請書の欠陥の補正）

第四十三条 第十九条の規定は、前
条の規定による裁決申請書及びそ
の添附書類の欠陥の補正について
準用する。この場合において、「前
条」とあるのは「第四十二条」
と、「事業認定申請書」とあるの
は「裁決申請書」と、「建設大臣
又は都道府県知事」とあるのは「收
用委員会」と読み替えるものとす
る。

（裁決申請書の送付及び総覽）

第四十四条 収用委員会は、第四十
二条第一項の規定による裁決申請
書及びその添附書類を受理したと
きは、前条において準用する第十
九条第二項の規定により裁決申請
書を却下する場合を除くの外、市
町村別に当該市町村に関係がある
部分の写を当該市町村長に送付す
るとともに、添附書類に記載され
ている土地所有者及び関係人に裁
決の申請があつた旨の通知をしな
ければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け
取つたときは、直ちに、裁決の申
請があつた旨及び第四十二条第一

項第二号イに掲げる事項を公告
し、公告の日から二週間その書類
を公衆の総覽に供しなければなら
ない。

3 市町村長は、前項の規定による
公告をしたときは、遅滞なく、公
告の日を收用委員会に報告しなけ
ればならない。

（土地所有者及び関係人等の意見
書の提出）

第四十五条 前条第二項の規定によ
る公告があつたときは、土地所有
者及び関係人は、同条の総覽期間
内に、收用委員会に意見書を提出
することができる。但し、総覽期
間が経過した後において意見書が
提出された場合においても、收用
委員会は、相当の理由があると認
めるときは、当該意見書を受理す
ることができる。

2 前条第二項の規定による公告が
あつたときは、その公告があつた
土地及びこれに関する権利につい
て差押、仮差押又は仮処分をした
者その他損失の補償の決定によつ
て権利を害される虞のある者（以
下「準関係人」と総称する。）は、
收用委員会の審理が終るまでは、
自己の権利が影響を受ける限度に
おいて、損失の補償に關して收用
委員会に意見書を提出することが
できる。

（審理手続の開始）

第四十六条 収用委員会は、第四十
二条第二項に規定する総覽期間を
経過した後、遅滞なく、審理を開
始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する
場合においては、起業者、第四十
一項の規定による裁決申請書の
添附書類によって起業者が申し立
てた範囲内で、且つ、事業に必要
な限度において裁決しなければな
らない。但し、第七十六条第一項

二条第一項の規定による裁決申請
書の添附書類に記載されている土
地所有者及び関係人並びに前条の
規定によつて意見書を提出した者
に、あらかじめ審理の期日及び場
所を通知しなければならない。

（却下の裁決）

第四十七条 起業者の申請が左の各
号の一に該当するときその他この
法律の規定に違反するときは、收
用委員会は、裁決をもつて申請を
却下しなければならない。

一 申請に係る事業が第二十六条
第一項の規定によつて告示され
た事業と異なるとき。

2 申請に係る事業計画が第十八
条第二項第一号の規定によつて
事業認定申請書に添附された事
業計画書に記載された計画と著
しく異なるとき。

（裁決事項の一部の先決）

第四十九条 収用委員会は、審理を
円滑に進めるために必要があり、
且つ、前条第一項第一号に掲げる
事項について同項第二号から第四
号までに掲げる事項と分離して判
断するのに適當な時期であると認
めるときは、審理の途中において、
同項第一号の事項について決
定をもつて、あらかじめこれを定
めることができる。

3 前項の和解調書には、第四十八
条第一項各号に掲げるすべての事
項を記載し、收用委員会の会長及
び和解調書の作成に加わった委員
会の印章を押し、これを起業者、
並びに起業者、土地所有者及び関
係人が、これに署名押印しなけれ
ばならない。

4 和解調書の正本には、收用委
員会の印章を押し、これを起業者、
土地所有者及び関係人に送達しな
ければならない。

5 第三項の規定による和解調書が
作成されたときは、この法律の適
用については、第四十八条第一項
の規定による收用又は使用の裁決
があつたものとみなす。この場合
において、起業者、土地所有者及
び関係人は、和解の成立及び内容
を争うことができない。

（設置）

第五章 第一節 組織及び権限

又は第八十一条第一項の規定によ
る請求があつた場合においては、
その請求の範囲内において裁決す
ることができる。

3 収用委員会は、第一項第二号に
掲げる事項については、第四十二
条第一項の規定による裁決申請書
の添附書類並びに第四十五条若し
くは第六十三条第二項の規定によ
る意見書又は第六十五条第一項第
一号の規定に基いて提出された意
見書によつて起業者、土地所有
者、関係人及び準関係人が申し立
てた範囲をこえて裁決してはなら
ない。

（和解）

4 収用委員会は、審理の途
中において、何時でも、起業者、
土地所有者及び関係人に、和解を
勧めることができること。

2 収用し、又は使用しようとする
土地の全部又は一部について起業
者と土地所有者及び関係人の全員
との間に第四十八条第一項各号に
掲げるすべての事項に關して和解
がととのつた場合において、その
和解の内容が第七章の規定に適合
するときは、收用委員会は、起業
者、土地所有者及び関係人の申請
により、和解調書を作成すること
ができる。

（裁決事項の一部の先決）

第四十九条 収用委員会は、審理を
円滑に進めるために必要があり、
且つ、前条第一項第一号に掲げる
事項について同項第二号から第四
号までに掲げる事項と分離して判
断するのに適當な時期であると認
めるときは、審理の途中において、
同項第一号の事項について決
定をもつて、あらかじめこれを定
めることができる。

3 前項の和解調書には、第四十八
条第一項各号に掲げるすべての事
項を記載し、收用委員会の会長及
び和解調書の作成に加わった委員
会の印章を押し、これを起業者、
並びに起業者、土地所有者及び関
係人が、これに署名押印しなけれ
ばならない。

4 和解調書の正本には、收用委
員会の印章を押し、これを起業者、
土地所有者及び関係人に送達しな
ければならない。

5 第三項の規定による和解調書が
作成されたときは、この法律の適
用については、第四十八条第一項
の規定による收用又は使用の裁決
があつたものとみなす。この場合
において、起業者、土地所有者及
び関係人は、和解の成立及び内容
を争うことができない。

2 収用委員会は、審理を開始する
場合においては、起業者、第四十
一項の規定による裁決申請書の
添附書類によって起業者が申し立
てた範囲内で、且つ、事業に必要
な限度において裁決しなければな
らない。但し、第七十六条第一項

第五十条 収用委員会は、審理の途
中において、何時でも、起業者、
土地所有者及び関係人に、和解を
勧めることができること。

2 収用し、又は使用しようとする
土地の全部又は一部について起業
者と土地所有者及び関係人の全員
との間に第四十八条第一項各号に
掲げるすべての事項に關して和解
がととのつた場合において、その
和解の内容が第七章の規定に適合
するときは、收用委員会は、起業
者、土地所有者及び関係人の申請
により、和解調書を作成すること
ができる。

（裁決事項の一部の先決）

第四十九条 収用委員会は、審理を
円滑に進めるために必要があり、
且つ、前条第一項第一号に掲げる
事項について同項第二号から第四
号までに掲げる事項と分離して判
断するのに適當な時期であると認
めるときは、審理の途中において、
同項第一号の事項について決
定をもつて、あらかじめこれを定
めることができる。

3 前項の和解調書には、第四十八
条第一項各号に掲げるすべての事
項を記載し、收用委員会の会長及
び和解調書の作成に加わった委員
会の印章を押し、これを起業者、
並びに起業者、土地所有者及び関
係人が、これに署名押印しなけれ
ばならない。

4 和解調書の正本には、收用委
員会の印章を押し、これを起業者、
土地所有者及び関係人に送達しな
ければならない。

5 第三項の規定による和解調書が
作成されたときは、この法律の適
用については、第四十八条第一項
の規定による收用又は使用の裁決
があつたものとみなす。この場合
において、起業者、土地所有者及
び関係人は、和解の成立及び内容
を争うことができない。

2 収用委員会は、審理を開始する
場合においては、起業者、第四十
一項の規定による裁決申請書の
添附書類によって起業者が申し立
てた範囲内で、且つ、事業に必要
な限度において裁決しなければな
らない。但し、第七十六条第一項

（和解）

（設置）

第五章 第一節 組織及び権限

下に、收用委員会を設置する。

2 收用委員会は、独立してその職權を行う。

(組織及び委員)

第五十二条 收用委員会は、委員七人をもつて組織する。」

2 收用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。

3 委員及び予備委員は、法律、經濟又は行政に関するすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならぬ。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならぬ。

6 委員及び予備委員は、非常勤とする。

第五十三条 委員及び予備委員の任期は三年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

(委員の任期)

第五十四条 第五十五条 第五十六条 收用委員会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が互選する。

3 会長は、收用委員会を代表し、

3 前項の規定による委員の任期は、前任者の歿任期間とする。

4 委員及び予備委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第五十七条 左の各号の一に該当する者は、委員及び予備委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁に以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(身分保障)

第五十八条 委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることはない。

一 收用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができる

二 收用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

4 收用委員会が第五十五条第一項各号の規定による議決をする場合においては、前項の規定にかかる

(会長)

第五十九条 收用委員会の庶務は、都道府県知事が定める当該都道府県の局部において処理する。

(收用委員会の運営)

第六十条 收用委員会の会議は、会長が招集する。

1 收用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができる。

2 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

3 委員及び予備委員は、非常勤とす。

4 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

(委員の任期)

第五十一条 委員及び予備委員の任期は三年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

4 議事その他の会務を総理する。会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

5 会員及び予備委員は、委員のうちからあらかじめ互選された者より、給与を受ける。

(收用委員会の庶務)

第五十二条 收用委員会の庶務は、都道府県知事が定める当該都道府県の局部において処理する。

(收用委員会の運営)

第五十三条 この法律又はこの法律に基く条例に規定する事項を除く外、收用委員会の会議その他運営に必要な事項は、收用委員会が定める。

(会議及び議決)

第五十四条 收用委員会の会議は、会長が招集する。

1 收用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができる。

2 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

3 委員及び予備委員は、非常勤とする。

4 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

(会長)

第五十五条 收用委員会の会議は、会長が招集する。

1 收用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができる。

2 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

3 委員及び予備委員は、非常勤とする。

4 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

(会長)

第五十六条 收用委員会に会長を置く。

1 会長は、委員のうちから委員が互選する。

2 会長は、收用委員会を代表し、

議決をすることができない。

1 一起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人及び保佐人

2 三起業者、土地所有者及び関係人である地方公共団体の長並びに副知事及び助役

3 四合名会社、合資会社、株式会社、有限会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式会社及び当該有限会社の取締役及び監査役その他の當該法人の理事、監事を有する者

5 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二条第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項の規定によって意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、收用委員会に対して資料を提出する

6 2 起業者、土地所有者及び関係人は、土地若しくは物件を実地に調査すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を実地に調査することを申し立てる

3 3 起業者、土地所有者及び関係人は、第六十二条第一項の規定による公開しなければならない。但し、收用委員会は、審理の公正が害され得る虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことがある。

4 4 起業者、土地所有者及び関係人は、審理において收用委員会が第六十五条第一項の規定による処分によつて出頭を命じた参考人又は鑑定人を自ら審問することを申し立てる

5 5 起業者、土地所有者及び関係人は、第六十四条收用委員会の審理の手続は、会長が指揮する。

6 6 全長は、起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二条第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添附書類又は第四十五条第一項の規定によつて提出し、若しく

は受理された意見書に記載された事項については、第六十五条第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、收用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

7 7 は、損失の補償に関する事項については、收用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見述べることができる。

8 8 は、公開しなければならない。但し、收用委員会は、審理の公正が害され得る虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことがある。

9 9 は、土地若しくは物件を実地に調査すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を実地に調査することを申し立てる

10 10 は、第六十二条第一項の規定による公開しなければならない。但し、收用委員会は、審理の公正が害され得る虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことがある。

11 11 は、起業者、土地所有者及び関係人は、第六十四条收用委員会の審理の手続は、会長が指揮する。

12 12 は、全長は、起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二条第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添附書類又は第四十五条第一項の規定によつて提出し、若しく

び関係人が述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときは、その他相当でないと認めるとときは、これを制限することができる。

3 会長は、収用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しても、退場を命ずることができる。

(審理又は調査のための権限等)
第六十五条 収用委員会は、第六十一条第三項の規定による申立が相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 収用委員会の委員又は収用委員会の庶務を処理する職員をして現地について土地又は物件を調査させること。

四 前項第三号の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実施に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

3 前項に規定する証票の様式は、建設省令で定める。
4 第一項第二号の規定による鑑定人は、第六十一条第一項各号の一に該当する者であつてはなら

ない。

5 第一項の規定による鑑定人又は参考人に対しては、条例で定めるところにより、旅費及び手当を給する。

(裁決及び決定の会議等)
第六十六条 収用委員会の裁決及び決定の会議は、公開しない。

2 裁決及び決定は、文書によつて行う。裁決書及び決定書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

3 裁決書及び決定書の正本には、収用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者、関係人又は準関係人が収用委員会に提出すべき意見書は、関係収用委員会に提出すれば足りる。

(審理及び裁決の合同)
第六十七条 第四十一条の規定による裁決の申請があつた場合において、収用し、又は使用しようとする土地が二以上の都道府県の区域にわたるため、関係収用委員会がそれぞれの収用委員会において裁決することが適当でないと認めるとき、又は起業者の申立があり、且つ、関係収用委員会がその申立を相当と認めるときは、関係収用委員会は、協議により、合同して

2 前項の規定によつて関係収用委員会が合同して審理し、裁決する場合においては、会長の職を行う者は、関係収用委員会の会長の互選によつて定め、その会議及び審理は、それぞれの収用委員会の委員が三人以上出席してこれを行わなければならぬ。

3 第一項の規定により関係収用委員会が合同した裁決は、この法律の適用については、それぞれの収用委員会が、その裁決の申請に係る収用し、又は使用しようとする土地の全部についてした裁決となす。

4 収用委員会が合同して審理し、裁決する場合の手続については、前二項に規定するものを除く外、第四十五条から第五十条までの規定を準用する。但し、これらとの規定によつて起業者、土地所有者、関係人又は準関係人が収用委員会に提出すべき意見書は、関係収用委員会に提出すれば足りる。

5 第一項の規定によつて収用の請求がされた残地又はその上にある物件に関して権利を有する関係人は、収用委員会に對して、起業者の業務の執行に特別の支障がない且つ、他の関係人の権利を害しない限りにおいて、従前の権利の存続を請求することができる。

(土地の使用の損失補償)
第七十二条 収用する土地に対して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用の損失補償)
第七十三条 使用する土地に対しては、その土地及び近傍類地の地代、借賃等を考慮して相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用の損失補償)
第七十四条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

(残地補償)
第七十五条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

(工事の費用の補償)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

(損失補償の方法)
第七十七条 収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならぬ。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することができ著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(移転料の補償)
第七十八条 前条の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転するときに因つて従来利用していた目的に供することができ著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の移転料を請求することができる。

(残地収用の請求権)
第七十九条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の移転料を請求することができる。

い。

(補償額算定の時期)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することに因つて残地を従来利用していった目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することができます。

(土地の損失補償)
第七十七条 収用する土地に対しては、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の損失補償)
第七十八条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十九条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(工事の費用の補償)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(損失補償の方法)
第七十七条 収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならぬ。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することができ著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十八条 前条の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転するときに因つて従来利用していた目的に供することができ著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の移転料を請求することができる。

(工事の費用の補償)
第七十九条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(工事の費用の補償)
第七十七条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十八条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

らない。

(残地収用の請求権)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することに因つて残地を従来利用していった目的に供することができ著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することができます。

(土地の損失補償)
第七十七条 収用する土地に対しては、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の損失補償)
第七十八条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十九条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(工事の費用の補償)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(損失補償の方法)
第七十七条 収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならぬ。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することができ著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十八条 前条の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転するときに因つて従来利用していた目的に供することができ著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の移転料を請求することができる。

(工事の費用の補償)
第七十九条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(工事の費用の補償)
第七十七条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(残地の損失補償)
第七十八条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その残地に關して損失が生ずるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

九

いて、移転料が移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の収用を請求することができる。

(物件の補償)

第八十条 前二条の規定によつて物件を収用する場合において、収用する物件に対しては、近傍同種の物件の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用に代る収用の請求)

第八十一条 土地を使用する場合において、土地の使用が三年以上にわたるとき、土地の使用に因つて土地の形質を変更するとき、又は使用しようとする土地に土地所有者の所有する建物があるときは、土地所有者は、その土地の収用を請求することができる。但し時間の通常の用法を妨げないときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて収用の請求がされた土地に関して権利を有する関係人は、収用委員会に対しても前項の権利の存続を請求することができる。

3 収用委員会は、前項の規定による請求があつたときは、第四十八条规定による裁決において左に掲げる事項について裁決しなければならない。
一 存続する権利
二 第四十二条第一項の規定による使用の裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限

度において前号の権利の行使を制限する方法及び期間

三 関係人が前号の規定による権利の制限に因つて受けける損失の補償

(替地による補償)

第八十二条 土地所有者又は関係人質権及び抵当権を有する者を除く。以下この条及び第八十三条において同じ。)は、収用される土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の全部又は一部に代えて土地又は土地に関する所有権以外の権利(以下「替地」と総称する。)をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2 土地所有者又は関係人が起業者の所有する特定の土地を指定して前項の規定による要求をした場合において、収用委員会はその要求が相当であり、且つ、替地の譲渡が起業者の事業又は業務の執行に支障を及ぼさないと認めるときは、替地による損失の補償を裁決することができる。

3 土地所有者又は関係人が土地を指定しないで、又は起業者の所有に属しない土地を指定して第一項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、起業者の提供を勧告することができる。

4 前項の規定による勧告に基いて起業者が提供しようとする替地について、土地所有者又は関係人が同意したときは、収用委員会は、その工事を完了することができることを認める。

5 第三項の規定による納告があつた場合において、國又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は公共用に供し、又は供するものと決定したもの以外のものであつて、且つ、替地として相当と認められるものがあるときは、その譲渡のあつ旋を収用委員会に申請することができる。

ことができる。

5 第三項の規定による納告があつた場合において、國又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は公共用に供し、又は供するものと決定したもの以外のものであつて、且つ、替地として相当と認められるものがあるときは、その譲渡のあつ旋を収用委員会に申請する

ことができる。
べき時期を定めて、耕地の造成による損失の補償を替地による損失の補償にあわせて裁決することができる。

3 前項の場合において、起業者が

国以外の者であるときは、収用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

4 前項の規定による組保は、収用委員会が相当と認める金銀又は有価証券を供託することによつて、

5 起業者が工事を完了すべき時期までに工事を完了しないときは、土地所有者又は関係人は、収用委員会の確認を得て前項の規定による担保の全部又は一部を取得する。この場合において、起業者は、収用委員会の確認を得て耕地を照應するものでなければならない。

6 起業者は、工事を完了したときは、前項第一項の規定による要求を相当であると認めるときは、移転の代行による損失の補償の造成による損失の補償の義務を免かれるものとする。

(耕作の造成)

第七条 土地所有者又は関係人は、前項第一項の規定による要求をする場合において、収用される土地が耕作を目的とするものであるときは、その要求にあわせて、収用される土地又はその土地に開設する所有権以外の権利に対する補償金に代る範囲内において、同条第七項の規定の趣旨により、替地となるべき土地について、起業者

(宅地の造成)

2 收用委員会は、前項の規定によ

る要求が相当であると認めるときは、移転の代行による損失の補償

の造成をすることができる。

(宅地の造成)

2 收用委員会は、前項の規定によ

り建物を移転しようとする場合において、移転先の土地が宅地以外の土地であるときは、土地所有者又は関係人は、第七十二条から第七十四条まで及び第八十八条の規定による損失の補償の一部に代えて、起業者が宅地の造成を行うことを收用委員会に要求することができる。

(工事の代行による補償)

7 前二項の規定による担保の取得及び取りもどしに關する手続は、建設省令で定める。

(工事の代行による補償)

2 收用委員会は、前項の規定によ

る要求が相当であると認めるときは、工事の内容を定めて宅地の造成による損失の補償の裁決をする

(請求、要求の方法)

る要求が相当であると認めるときは、工事の内容及び工事を完了す

べき時期を定めて、工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

3 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは、「工事の代行」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による組保は、收用委員会が相当と認める金銀又は有価証券を供託することによつて、起業者は、移転料の補償に代えて、起業者が当該物件を移転することを收用委員会に要求することができる。

(移転の代行による補償)

第五条 第七十七条に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償に代えて、起業者が当該物件を移転する

ことを收用委員会に要求することができる。

(宅地の造成)

第六条 第七十七条の規定によ

り建物を移転しようとする場合において、移転先の土地が宅地以外の土地であるときは、土地所有者又は関係人は、第七十二条から第七十四条まで及び第八十八条の規定による損失の補償の一部に代えて、起業者が宅地の造成を行うことを收用委員会に要求することができる。

(宅地の造成)

2 收用委員会は、前項の規定によ

る要求が相当であると認めるときは、工事の内容を定めて宅地の造成による損失の補償の裁決をする

ことができる。

第八十七条 第七十六条から第七十九条まで並びに第八十一条第一項及び第二項の規定による請求、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項及び前条第一項の規定による請求、第八十二条第一項、第八十三条第一項若しくは第六十三条第二項の規定による意見書又は第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。

(通常受ける損失の補償)

第八十八条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条及び第八十条に規定する損失の補償の外、離作料、商業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他の土地を収用し、又は使用することによつて土地所有者又は関係人が通常受けを損失は、補償しなければならない。

(損失補償の制限)

第八十九条 土地所有者又は関係人は、第三十三條の規定による土地の公告の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修築し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除く外、これに関する損失の補償を請求することができない。

2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修築又は物件の附加増置がもっぱら補償の増加のみを目的とすると認められるときは、都道府県知事は、前項に規定する承認をしてはならぬ。

い。

3 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第三十四条第一項の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による承認があつたものとみなす。

(起業利益との相殺の禁止)

第九十条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用する場合において、当該土地を収用し、又は使用する事業の施行に因つて残地の価格が増加し、その他残地に利益が生ずることがあつても、その利益を収用又是使用に因つて生ずる損失と相殺してはならない。

第二節 測量、事業の廃止等による損失の補償

(測量、調査等による損失の補償)

第九十一条 第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査し、又は障害物を伐除することに因つて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後において

(事業の廢止又は変更等による損失の補償)

第九十二条 第三十三條の規定による土地の公告があつた後、起業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二十九条の規定に因つて事業の認定が

失効し、又は第百条の規定により裁決が失効したことによつて土地

所有者又は関係人が損失を受けたときは、起業者は、これを補償しなければならない。

(收用し、又は使用する土地以外の土地に關する損失の補償)

第九十三条 土地を収用し、又は使用(第二百二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定によつて使

用する場合を含む)して、その土地を事業の用に供することに因り、当該土地及び残地以外の土地

について、道路、みぞ、かき、さ

ら、その他の工作物を新築し、改築、増築し、若しくは修繕し、又は起土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者

は、これら工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という)の請求により、これに要する費用の全額又は一部を補償しなければならない。

この場合において、起業者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(事業の廢止又は変更等による損失の補償)

第九十三条の規定による事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二十九条の規定に因つて事業の認定が

をする必要とする者を含む。以下この条において同じ)とが協議して定めなければならぬ。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、收用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる項を記載した裁決申請書を收用委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前項の場合に準用する。

3 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が損失を受けたときは、起業者は、これを補償しなければならない。

(收用し、又は使用する土地以外の土地に關する損失の補償)

第九十三条 土地を収用し、又は使用(第二百二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定によつて使

用する場合を含む)して、その土地を事業の用に供することに因り、当該土地及び残地以外の土地

について、道路、みぞ、かき、さ

ら、その他の工作物を新築し、改築、増築し、若しくは修繕し、又は起土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者

は、これら工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という)の請求により、これに要する費用の全額又は一部を補償しなければならない。

この場合において、起業者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(事業の廢止又は変更等による損失の補償)

第九十三条の規定による事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二十九条の規定に因つて事業の認定が

6 第五十条及び第五章第二節(第六十三条第一項及び第六十七条を除く)の規定は、收用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、

第五十条、第六十一条第一項、第六十三条第二項から第四項まで、第六十四条第二項及び第六十六条

六十三条第一項及び第六十七条を除く)の規定は、收用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、

第五十条、第六十一条第一項、第六十三条第二項から第四項まで、第六十四条第二項及び第六十六条

項の規定に基く物件の移転の代行の提供、第八十六条第二項の規定に基く宅地の造成の提供又は第八十三条第四項の規定に基く金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、第四十八条第一項の規定による收用委員会の裁決は、その効力を失う。

(権利の取得、消滅及び制限)

第一百一条 土地又は物件を收用するときは、起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有権を取得し、当該土地又は物件に関するその他の権利は、消滅する。但し、第七十六条第二項の規定に基く請求に係る裁決では存続を認められた権利については、この限りでない。

土地を使用するときは、起業者は、使用的時期において、当該土地を使用する権利を取得し、当該土地に関するその他の権利は、使用の期間中は、行使することができない。但し、裁決で認められた方法による当該土地の使用を妨げない権利については、この限りでない。

(第八十一条第三項の規定による裁決の効果)

第一百二条 第八十八条第三項の規定に基く裁決で存続を認められた権利は、前条第一項本文の規定にかかるず、消滅しない。

第八十一条第三項の規定に基く裁決で存続を認められた権利の行使に対する制限の方法及び期間が定められたときは、この法律の適用については、当該権利の使用の裁決があつたものとみなす。

(危険負担)

第一百三条 收用又は使用の裁決があつた後に、收用し、又は使用すべく土地又は物件が土地所有者又は関係人の責に帰することができない事由に因つて滅失し、又は、損失したときは、その滅失又は損に因る損失は、起業者の負担とする。

(担保物権と補償金又は替地)

第一百四条 先取特権、質権若しくは抵当権の目的物が收用され、又は使用された場合においては、これらの権利は、その目的物の收用又は使用に因つて債務者が受けるべき補償金又は替地に対しても行なうことができる。但し、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

(返還及び現状回復の義務)

第一百五条 起業者は、土地を使用する場合において、その期間が満了したとき、又は事業の廃止、変更その他の事由に因つて使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその承継人に返還しなければならない。

起業者は、前項の場合において、土地所有者の請求があつたときは、土地を原状に復しなければならない。但し、当該土地が第七十三条後段の規定によつて補償されなければならない。

第一百六条 收用の時期から十五年以内に、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が、收用した

土地の全部若しくは一部が不用となつたとき、又は收用の時期から五年を経過しても收用した土地の全部を事業の用に供しなかつたときは、收用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人(以下「買受権者」と総称する)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は收用の時期から十五年のいずれか遅い時期までに、起業者が不用となつた部分の土地又は事業の用に供しなかつた土地及びその土地に関する所有権以外の権利に対して支払つた補償金に相当する金額を起業者に提供して、その土地を買ひ受けることができる。但し、第七十六条第一項の規定によつて收用した残地は、その残地とともに收用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買ひ受けることができない。

第二章 收用又は使用に関する特別手続

第一节 收用委員会の調停

2 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から六月を経過した後においては、前条第一項の規定によつて、起業者が、その土地を買ひ受けようとして收用した残地は、その残地とともに收用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買ひ受けことができない。

2 前項の規定は、第八十二条の規定によつて土地所有者が收用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

(調停の申立)

第一百八条 第四十条の規定によつて協議を開始し、又は第四十一条の規定によつて裁決を申請した後、協議の成立又は第四十八条第一項の規定による裁決があるまでは、起業者は、何時でも、土地の全部又は一部について権利を取得し、又は消滅させるために、すべての土地所有者及び関係人の同意を得て、收用委員会の調停を申し立てることができる。

2 起業者は、前項の規定によつて、收用委員会の調停を申し立てよとするときは、調停を申し立てようとする事由を記載した書面及び調停を申し立てることについて土地所有者及び関係人の同意があつたことを証する書面を收用委員会に提出しなければならない。

3 第一項の場合において、土地の価格が收用の時期に比して著しく高貴したときは、起業者は、訴をもつて同項の金額の増額を請求することができる。

4 第一項の規定による買受権は、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の定めるところに従つて收用の登記がされたときは、第三者に対して対抗することができる。

(賃受権)

2 起業者は、前項の規定によつて、收用委員会の調停を申し立てよとするときは、調停を申し立てようとする事由を記載した書面及び調停を申し立てることについて土地所有者及び関係人の同意があつたことを証する書面を收用委員会に提出しなければならない。

5 收用委員会の委員のうちから任命される委員のうち收用委員会の会長が指名する者は、調停委員の会議において委員長となる。

6 調停委員の会議は、委員長が招集し、その議事は、調停案を作成する場合を除き、委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(非公開)

7 調停委員の委員は、非常勤とする。

第一百十条 調停の手続は、公開しない。

(意見の聴取)

第一百十一条 調停委員は、期日を定めて、起業者、土地所有者、関係人又は参考人の出頭を求め、その意見を開かなければならない。

第三章 調停委員

第一百九条 收用委員会は、前条の規定によつて調停の申立があつたときは、調停委員をして調停を行わせる。

2 調停委員は、委員三人をもつて組織する。

3 委員は、收用委員会の会員のうちから、收用委員会の会長が命ずる。

4 收用委員会の会長は、必要があると認める場合においては、前項の規定にかかるらず、委員のうち二人については收用委員会の委員でない左に掲げる者のうちからそれぞれ一人を命ずることができる。

5 收用委員会の会長は、必要があると認める場合においては、前項の規定にかかるらず、委員のうち二人については收用委員会の委員でない左に掲げる者のうちからそれぞれ一人を命ずることができる。

6 收用委員会の会長は、必要があると認める場合においては、前項の規定にかかるらず、委員のうち二人については收用委員会の委員でない左に掲げる者のうちからそれぞれ一人を命ずることができる。

7 收用委員会の会長は、必要があると認める場合においては、前項の規定にかかるらず、委員のうち二人については收用委員会の委員でない左に掲げる者のうちからそれぞれ一人を命ずることができる。

(調停案の作成及び勧告)

第一百十二条 調停委員は、適当と認める時期に、全委員の一一致をもつて調停案を作成し、これを起業者、土地所有者及び関係人に示し、相当と認める期限を附してその受諾を勧告しなければならない。

(調停案の受諾)

第一百十三条 起業者、土地所有者及び関係人は、前条の規定による調停案を受諾したときは、調停書を作成し、署名押印して調停委員に提出しなければならない。

2 調停申立の却下及び取下

第一百四条 調停委員は、第二百八条の規定によつて調停の申立があつた日から相当な期間を経過しても調停が成立するに至らないときは、調停が成立する見込がないときは、調停の申立を却下することができる。

3 第百十二条の規定による調停案の受諾の勧告があつた場合において、同条の規定により調停の申立を取り下げるこ

(調停の効力)

第一百十五条 調停委員が第二百十三条规定による調停書を受理したときは、この法律の適用について、起業者、土地所有者及び関係人が調停案を受諾しないときは、調停の申立を取り下げるものとみなす。

成立したものとみなす。

第二節 協議の確認

(協議の確認)

第一百六条 土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に第四十条の規定による協議が成立したときは、

起業者は、第三十三条の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の收用委員会に協議の確認を申請することができる。

2 起業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載した確認申請書を收用委員会に提出しなければならぬ。

3 市町村長は、前項の規定によつて確認の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間そなへならない。

4 第二項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の締結期間内に、收用委員会に、協議の成立及び内容について、書面により、異議を申し立てることができる。

5 収用委員会は、第二百十六条の規定による協議の確認の申請が認められた場合において、起業者、土地所有者及び関係人が調停案を受諾しないときは、調停の申立を取り下げるものとみなす。

四 権利を取得し、又は消滅させる時期

(確認申請書の欠陥の補正)

第一百七条 第十九条の規定は、前条第二項の規定による確認申請書の欠陥について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第二百六条第二項」と、「事業認定申請書」とあるのは「確認申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「收用委員会」とする。

道府県知事」とあるのは「收用委員会」と読み替えるものとする。

第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用

(確認の拒否)

第一百九条 收用委員会は、第二百六条第二項の規定による確認申請書を受理したときは、前条において准用する第十九条第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の手を当該市町村長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による申請を受けとつたときは、直ちに、確認の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間そなへならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、連絡なく、公告の日を收用委員会に報告しなければならない。

4 第二項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の締結期間内に、收用委員会に、協議の成立及び内容について、書面により、異議を申し立てることができる。

5 収用委員会は、第二百十六条の規定による協議の確認の申請が認められた場合において、起業者、土地所有者及び関係人が調停案を受諾しないときは、調停の申立を取り下げるものとみなす。

四 確認の効果

第一百二十一條 第二百八条第五項又は第二百十九条但書の規定による確認の申立があつた場合において、その申立があつた場合は、この法律の適用については、第四十八条第一項の規定による收用又は使用の裁決があつたものとみなす。この場合において、「前条」とあるのは「第二百六条第二項」と、「事業認定申請書」とあるのは「確認申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「收用委員会」とする。

ない。

(確認の効果)

第一百二十一条 第六十六条の規定は、第二百八条第五項若しくは前条但書の規定による確認又は前条但書の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決及び決定」とあるのは「確認又は確認の拒否」と、「裁決書及び決定書」とあるのは「確認書及び確認書」とある。

2 前項の規定によつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するため必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。

3 市町村長は、第一項本文の規定による許可をしたとき、又は同項の規定による許可を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による使用の期間において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内

第三節 緊急に施行する必
要がある事業のための土地の使用

(非常災害の際の土地の使用)

第一百二十二条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第三条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2 前項の規定によつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するため必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。

3 市町村長は、第一項本文の規定による許可を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による使用の期間において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内

をした日)から六月をこえることができない。

(緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用)

第一百二十三条 収用委員会は、第四

十一条の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、第四十八条第一項の

規定による裁決が遅延することによつて事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となりその他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で、直ちに、当該土地を使用することを許可することができる。

2 前項の規定による使用の期間は、六月とする。使用的許可の期間の更新は、行うことができない。

3 収用委員会は、第一項の規定によつて事業の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者による許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使

用の方法及び期間を通知しなければならない。

4 起業者は、第一項の場合において、土地所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積りた損失額を払い渡さなければならぬ。

5 第一項の規定による使用の許可があつた後、第四十八条第一項の規定による裁決があつたときは同

第一項第三号の時期において、第四十七条の規定によつて却下の

裁決があつたときはその裁決の時期において、第一項の規定による使用の許可是、第二項の規定にかかるかわらず、その効力を失う。

6 第八十三条第四項から第七項ま

での規定は、第一項の規定によつて提供すべき担保並びにその取扱い及び取りもどしについて準用す

る。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第一百二十三条规定」と、同条第五項及

び第六項中「工事を完了」とあるのは「補償の支払を」と、同条第

五項中「耕地の造成による損失の補償」とあるのは「損失の補償」を読み替えるものとする。

(前二条の使用に因る損失の補償)

第七百二十四条 起業者は、第七百二十二条第一項の規定によつて土地の使用の許可を受けた場合、前条第二項の規定による使用の期間が満了した場合又は同条第五項の規定によつて使用の許可が失効した場合においては、土地を使用することに因つて生ずる損失を第六章第一節(第七十一条、第七十八条、第七十九条及び第八十一条を除く。)の規定によつて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

2 第九十四条(第六項を除く。)の規定は、前項の場合に準用する。

この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは「第一百二十三条规定」とあるのは「第一百二十

四条第三項において準用する第六

項」と読み替えるものとする。

3 第九十四条第六項の規定は、収用委員会が前項において準用する

第九十四条第五項の規定によつて審理をする場合に準用する。この

場合には、「第七百二十四条第二項において準用する第九十四条」と読み替えるものとする。

4 第九章 手数料及び費用の負担

(手数料)

第七百二十五条 左の各号の一に掲げられた者は、第一号の場合にあつては事業の認定をなすべき者が建設大臣であるときは國に、都道府県知事であるときは都道府県に、第二号から第五号までの場合にあつては都道府県に、一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を納めなければならない。但し、これらの者が國又は都道府県(政令で定める場合を除く。)であるときはこの限りでない。

5 第一百二十七条 起業者、土地所有者及び関係人がこの法律又はこの法律に基く命令に規定する手続その他の行為をし、又は義務を履行するためには自ら負担しなければならぬ者の者が自ら負担しなければならない。

6 第一百二十七条 市町村長は、第九十九条第一項の規定により市町村長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を、第九十八条の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 第九十九条第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定によつて収用若しくは使用又は損失の補償の裁決を申請する者は

2 第九十九条(第六項を除く。)の規定は、前項の場合に準用する。

この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは「第一百二十三条规定」とあるのは「第一百二十

四条第一項」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第一百二十

四条第三項において準用する第六

委員会の裁決を求める者(鑑定人等の旅費及び手当の負担)

第四条第三項において準用する第九

十四条第六項において準用する場合における「第七百二十四条第二項において準用する第九十四条」と、同条第五項又は第七百二十

四条第三項において準用する第九

十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、起業者の負担とする。

7 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定してこれを納付させるものとする。

8 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位とする。

9 第十章 訴願及び訴訟

(訴願)

第一百二十九条 都道府県知事がした事業の認定に対して利害関係を有する者が当該事業の認定について不服があるときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に建

設大臣に訴願することができる。

10 第一百三十一条 収用委員会の裁決に対する不服がある者は、裁決書の正本の送達を受けた日から二週間以内に、建設大臣に訴願することができる。

11 第一百三十二条 収用委員会の認定を申請する者は

12 第一百三十三条 収用委員会の認定を申請する者は

13 第一百三十四条 収用委員会の認定を申請する者は

14 第一百三十五条 収用委員会の認定を申請する者は

15 第一百三十六条 収用委員会の認定を申請する者は

16 第一百三十七条 収用委員会の認定を申請する者は

17 第一百三十八条 収用委員会の認定を申請する者は

18 第一百三十九条 収用委員会の認定を申請する者は

19 第一百四十条 収用委員会の認定を申請する者は

二 第六条に掲げる立木、建物その他の土地に定着する物件を收用し、又は使用する場合 第三十四条中「形質の変更」とあるのは「消滅し、又は、變更し」と、「滅失又は、き損とあるのは「消滅又は、變更」と読み替えるものとする。

三 第七条に規定する土地に属する土石砂れきを收用する場合 第三十四条中「形質の変更」とあるのは「土石砂れきの属する土地の形質の変更」と、第三十七条第一項(第一号及び第二号を除く。)中「土地」とあるのは「土地に属する土石砂れき」と、同項第一号中「土地」とあるのは「土石砂れきの属する土地」と、同項第二号中「土地の面積」とあるのは「土石砂れきの種類及び数量」と読み替えるものとする。

前項に規定するもの外、第一項において準用するこの法律の規定に依して必要な技術的読替は政令で定める。

(土石砂れきを收用する場合の効果の特例)

（第三百三十九条） 第七条の規定によつて土石砂れきを收用する場合においては、起業者は、收用の時期においては、当該土石砂れきを採取する権利を取得し、当該土石砂れきの属する土地に關するその他之の権利は、その採取に支障を及ぼす限度において、行使することができない。

（前項の場合においては、土石砂れきの属する土地の所有者及び関係人その他の當該土地に關して権利を有する者は、收用の時期までに、當該土地を起業者に引き渡さなければならぬ。）

（特別地方公共団体に關する規定）

（第三百四十条） この法律（第三条を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、都の特別区の存する区域にあつては特別区若しくは特別区長に、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（第三百五十五条第二項の規定による市にあつては当該市の区若しくは区長に適用する。）

（第三百四十二条） この法律の規定中町村又は町村長に關する規定は、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。

(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第九十四条第六項又は第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下第百四十六条第一号において同じ。)の規定によつて、收用委員会に出頭を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき。

二 第百三十七条の規定により秘密を守る義務がある者が、職務上知り得た秘密を漏らしたとき。

第一百四十二条 第三十四条第一項(第三百三十八条第一項において準用する場合(第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を收用し、若しくは使用し、又は第七条に規定する土石砂れきを收用する場合に限る。)を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第一百四十三条 左の各号の一に該当する者は三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けないで土地に立ち入り、又は立ち入らせた起業者。

二 第十三条(第三十五条第三項又は第三百三十八条第一項において準用する第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第十一条第三項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

三 第十四条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を

受けないで障害物を除除了した者
土地若しくは物件を引き渡さ
ず、又は物件を移転しない者
五 第百三十九条第二項の規定に
違反して土地を引き渡さない者
三号（第九十四条第六項（第一百三
十八条第一項において準用する場
合を含む。）第一百二十四条第三項
（第一百三十八条第一項において準
用する場合を含む。）において準用
する第九十四条第六項又は第一百三
十八条第一項において準用する場
合を含む。）の規定による実地調査
を拒み、妨げ、又は忌避した者
は、一万元以下の罰金に処する。
第一百四十五条 法人の代理人又は法
人若しくは人の代理人、使用人そ
の他の従業者が、その法人又は人
の業務に關し、前二条の違反行為
をしたときは、行為者を罰するの
外、その法人又は人に對して各本
条の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の当該違反行為を防止する
ため、当該業務に対し相當の注意
及び監督が尽されたことの證明が
あつたときは、その法人又は人に
ついては、この限りでない。
第一百四十六条 左の各号の一に該當
する場合は、一万元以下の過料に
処する。
一 第六十五条第一項第二号の規定
により出頭を命ぜられた鑑定
人が、正当の事由がなくて出頭
せず、又は鑑定をしないとき。

(第六十五條第一項第一号) 第百三十八條第一項において準用する場合を含む。) 第百二十四条第三項(第一項において準用する場合を含む。)において準用する第九十四条第六項又は準用する第三百三十九条第一項において準用する場合を含む。以下第三号において同じ。)の規定により出頭を命ぜられた者が、正当の事由がなくして出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

三 第六十五条第一項第一号の規定により資料の提出を命ぜられた者が、正当の事由がなくして資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

附 則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない期間内において、政令で定める。

土地收用法施行法

(旧法の廢止)

第一条 土地收用法(明治三十三年法律第二十九号。以下「旧法」という。)は、廢止する。

(経過規定)

事にしたものとみなされた事業の認定の申請については、建設大臣は、逓道府県知事に送付しなければならない。この場合においては、新法適用について、当該都道府県知事が関係書類の送付を受けた日を事業認定申請書を受理した日とみなす。

建設大臣又は都道府県知事は、前二項の場合において、必要があると認めるときは、新法第十八条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の提出を起業者に命ずることができる。

第三条 新法施行の際旧法第二十四条第二項の規定によつて現に裁決の申請書及びその添附書類を公衆の継続に供していいる場合においては、当該書類の継続期間は、同項の規定にかかわらず、公告の日から二週間とする。

二項の規定による書類の継続期間が既に満了しているが、継続の初日から二週間を経過していないときは、土地所有者及び関係人の意見の提出の期間は、新法第四十五条第一項の規定にかかわらず、継続期間の初日から二週間とする。

第四条 新法施行前に旧法第五十九条の規定によつてした損失補償の決定の申請は、新法第九十四条第二項の規定によつてした裁決の申請とみなす。この場合において、都道府県知事は、関係書類を逓送されなく、收用委員会に送付しなけれ

ばならない。

第五条 前三条に規定する場合を除くの外、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらに規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしまふとみなす。

第六条 旧法の規定によつて收用し

た土地については、新法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その全部又は一部が事業の廃止、変更その他の事由によつて收用の時期から二十年以内に不用となつたとき（旧法第六十六条第三項の規定により主務大臣の認定した事業に現に供していいる場合を除く）は、收用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承繼人は、收用の時期から二十年以内に、起業者が不用となつた部分の土地及びその土地に附する所有権以外の権利に対して支払つた補償金に相当する金額を企業者に提供して、そのままの土地を買ひ受けることができる。

第七条 旧法第五十九条の規定によつて都道府県知事の決定に対する訴訟については、新法施行後も、な

お旧法第八十二条第三項の規定による。

第八条 新法第五十二条第三項の規

定による收用委員会の委員及び予備委員の任命のために必要な行為は、新法施行前においても行うことができる。

2 新法施行最初に任命される委員の任期は、新法第五十三条第一

項の規定にかかわらず、それぞれ二人については一年、他の二人については二年、その他の三人については三年とし、最初に招集される收用委員会の会議において、くじで定める。

3 新法施行後最初に招集される收用委員会の会議は、新法第六十条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が招集する。

（罰則の適用）

第九条 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、新法施行後も、なお從前の例による。

第十一条 新法施行の際現に存する耕

地整理組合及び耕地整理組合は、新法第三条第五号又は第六号の規定の適用については、土地改良区とみなす。

（株式合資会社に関する経過規定）

第十二条 商法の一部を改正する法律

第十三条 不良住宅地区改良法（昭

有限公司の取締役及び監査役」と読み替えるものとする。

第十二条 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条 中「第三条ノ規定ニ依ル都市計画ノ認可ヲ以テ土地收用ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ認可」を「土地收用法第十四条ノ規定ニ依ル公告」を「土地收用法第十二条ノ規定ニ依ル告示」

（不動産税法の一部改正）

第十四条 建設省設置法（昭和二十一年法律第二百三十三号）の一部を次に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第十五条 建設省設置法（昭和二十三年法律第一百五十五号）の一部を次のように改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第十六条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第一百五十五号）の一部を次のように改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第十七条 测量法（昭和二十四年法律第八十八号）の一部を次のように改止する。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第十八条 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第十九条 第二項中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」を「土地收用法（昭和二十六年法律第二十九号）」に改め、同条第三項中「土地收用法（昭和二十六年法律第二十九号）」に改め、同条第三

（日本専売公社法の一部改正）

第六十三条 中「土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）」を

（日本専売公社法の一部改正）

第六十四条 中「土地收用法（明治三十三年法律第二百五十六号）」の一部を次のように改正する。

（日本専売公社法の一部改正）

第六十五条 中「土地收用法（明治三十三年法律第二百五十六号）」を

（日本専売公社法の一部改正）

第六十六条 中「土地收用法（明治三十三年法律第二百五十六号）」を

（日本専売公社法の一部改正）

第六十七条 中「土地收用法（明治三十三年法律第二百五十六号）」を

（日本専売公社法の一部改正）

第六十八条 中「土地收用法（明治三十三年法律第二百五十六号）」を

和二年法律第十四号の一部を次のように改正する。

第十六条 中「土地收用法第十二条ノ規定ニ依ル事業ノ認定」を「土地收用法第二十条ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定」に、「土地收用法第十四条ノ規定ニ依ル公告」を「土地收用法第十二条ノ規定ニ依ル告示」に改めること。

に改める。

第二十条第二項中「土地收用審査会の裁決」を「土地收用法第十四条第二項の規定による收用委員会の裁決」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第十八条 土地改良法(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第一項第二号中「第一百二十条の規定により」を「土地收用法(昭和二十六年法律第三百三十一号)の一部を次のように改訂する。

(放送法の一部改正)

第十九条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改訂する。

第四十九条を次のように改めること。

(鉱業法の一部改正)

第五十条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改訂する。

第四项を削り、同条

第四項中「第二項」を「第一項」とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第三十六条第三項中「第二十四

条第四項」を「第二十四条第三項」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第四十五条第一号中「第二十四

条第二項」を「第二十四条第一項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第二十三条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改訂する。

(造林臨時措置法の一部改正)

第二十条 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第二百五十号)の一部を次のように改訂する。

(造林臨時措置法の一部改正)

第六条 第三号中「土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地收用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第五条 第二号中「土地收用法(昭和二十二年法律第二百一号)」の一部を次のように改訂する。

第十一项第三項中「土地收用法(昭和二十六年法律第二項及び第三項)による公告をしたときは、土地收用法(昭和二十六年法律第二項)」に改める。

(明治三十三年法律第二十九号)による收用審査会の裁決」を「土地收用法(昭和二十六年法律第二号)第九十四条第二項の規定による收用委員会の裁決」に改め、同条第四項を削る。

(漁港法の一部改正)

第二十二条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改訂する。

第二十四条第一項を削り、同条

第四項中「第二項」を「第一項」とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第三十六条第三項中「第二十四

条第四項」を「第二十四条第三項」に改める。

(採石法の一部改正)

第二十四条 第一項を削り、同条

第四項中「第二項」を「第一項」とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第三十六条第三項中「第二十四

条第四項」を「第二十四条第三項」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第二十三条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次

のように改訂する。

(鉱業法の一部改正)

三項の規定にかかわらず、土地調査委員会又は收用委員会の要求があつた場合においては、土地の使

用又は收用の許可に関する書類の

提出しなければならない。

○岩沢参議院議員

土地收用法並びに

土地收用法施行法につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現行土地收用法は明治三十三年に制定せられまして、現在に至るまで約五十年間、何ら根本的な改正がなされず

に統けて来たのであります。その結果

適当な幾多の点が明らかとなりまし

て、今回改正の要に迫られたのでありまして、そのおもなる点は左の通りであります。

第一点は、時代の変化に伴うて、公

共の利益となる事業の種類を整備する

必要があります。かつ、各事業の根柢法規をあげて法文において明確にし、私権の保護をはかる必要があるのであります。

第二点といたしまして、電源開発等の要請にかんがみ、公共事業の施行のため、土地以外に水利権、漁業権、その他水の使用に関する権利の收用等に關して、明確に規定する必要が生じて來たのであります。

第三点は、土地を收用できる事業の認定の告示に改め、同条に

規定による公告をしたときは、土地の使用又は收用の許可に関する書類の

提出しなければならない。

第四点といたしまして、收用の手続

に入前の、まず收用者及び被收用者間相互は、なるべく互譲の精神で調停の申立てや和解を進める道を開いたのであります。

第五点は、收用の手続につきまして

新法によらしめるのが適当であります

規定によつてしたものとみなすこと

いたした点であります。

第二点は、新法施行後は、なるべく

手続その他の行為は、新法の相当する規定によつてしたものとみなすこと

あります。

第三点は、旧法によつてすでに成立

する既得権は、できる限りこれを保護する建前をとつて、買取権につきましては、新法施行後も、旧法の例に

あります。

この法律は、新法施行の日から施行する。

第一點第十六号 建設委員会議録第二十五号 昭和二十六年五月二十五日

一九

従つて二十年以内は買受けすることができます。第四点は、土地収用法を技術的に改廃しておりますが、本法案につきましては、政府部内では関係各省間で十分検討いたしまして、事務的には完全に意見の一一致を見ておる次第でござります。

以上簡単であります。この土地收用法施行法につきまして、一応簡単な説明を申し上げたのでございます。どうか慎重審議の上、御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○内海委員長代理 この際旧法と新しい法律の運営について、瀧江建設省管轄局長の説明を要望いたします。

○瀧江建設省委員 ただいま土地収用法並びに土地收用施行法案の提案理由の内容につきましては、大体の御説明を提案者から申されたところで御承知の通りだと思います。若干それに敷衍いたしまして、立案に關与いたしました建設省といたしまして、今の提案理由の各項目を順を追いまして、新旧法と対照しつつ御説明申し上げたいと思います。

第一点は、事業の種類を整備した点でございます。公益事業の主体は、御承知の通りたゞいま公益事業によつて土地が收用される、すなわち事業の内容が公益性を持つといふことが一方の要素でございますが、これにつきましては、現在の收用法はきわめて抽象的な規定をいたしておるのでござりますが、改訂法の第三条になつております。改訂法におきましては、条文でござりますと、おわかりでござりますが、改訂法の第三条になつております。

以上簡単であります。この土地收用法施行法につきまして、一応簡単な説明を申し上げたのでござります。どうか慎重審議の上、御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○内海委員長代理 この際旧法と新しい法律の運営について、瀧江建設省管轄局長の説明を要望いたします。

○瀧江建設省委員 ただいま土地収用法並びに土地收用施行法案の提案理由の内容につきましては、大体の御説明を提案者から申されたところで御承知の通りだと思います。若干それに敷衍いたしまして、立案に關与いたしました建設省といたしまして、今の提案理由の各項目を順を追いまして、新旧法と対照しつつ御説明申し上げたいと思います。

の收用手続におきましては、当事者の協議という手続と、土地收用委員会の裁決という手続とは、必ずしも関連をもつておりますんで、一旦裁決の申請に移りました場合には、当事者の協議に關係なく、これを進めるという形でございましたが、今回の改正におきましては、当事者の協議が進みまして、協議が成立したものを土地收用委員会に取上げまして、これを收用委員会の手で確認するという方法をとりました。すなわち当事者の協議によります場合におきましては、これは一つの当事者の契約ということになりまして、必ずしも取消し、その他不確定な要素がないわけではございませんので、これを收用委員会の確認という制度によりまして、裁決と同様の、強力な効力をこれに与えるという仕組みをとつたのであります。以上が第四の点でございます。

それから第五に、提案理由として御

説明になりました点でございますが、事業の收用の審査機関、これは改正法におきましては、收用委員会という制度を各府県ごとに設ける仕組みにいたしてござります。この点では現行法と大体同じでございますが、委員会の委員の構成、あるいは任命方法、これに内のある高等文官といふ規定になつております。これが、関係官、さらに府県の参事会員といふものをもつて当てる仕組みになつてございますので、きわめて官憲的な色彩が強いわけであります。これに対しまして、改正案は中立、公正な経験者の中から、地方議会の同意の上

で知事がこれを任命するという形にかえてございます。さらに審理の手続に

おきましては、従来は主として書面審理を建前としておるのであります。これは対しまして今回の改正案におきましては、審理を公開するという建前をとりました。さらに口頭による陳述の機会を認める仕組にいたしております。

なおつけ加えて申し上げますと、先ほど申し上げました收用委員会の委員につきましては、身分保障の規定を設けまして、審理の公正を保障し得る規定を置いてございます。これは五十五条でございます。

それから損失の補償についての取扱いであります。この規定をとつておきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。これが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

れが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

れが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

れが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

れが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

れが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

れが損失補償についての改正の主要な部分になりますが、現行法におきましては、金銭補償主義をとつておるのですが、今回の改正案におきましては、これに対しまして、替地による補償あるいはその他の現物による補償制度を多分に織り込んでございます。こ

た。これは八十二条に規定してござい

ます。それから次の現物補償の制度でございまして、これは八十三条から八十六

条に規定いたしておりますが、たとえ申しますれば、八十三条以下に書いたとおりましても好ましいことではないかといふように考えられますので、こういつた現物補償の制度を取り入れることにいたしました。

なお百二十三条に、緊急の施行の必

要に応ずるための土地の使用という制度を規定しておるのであります。ただいま申し上げましたように、改正法律案におきましては、相当慎重な手続を各段階において規定いたしております。

そこで、これによりまして收用審査手続が、相当時間がかかるということが一通り予想されますので、そうすることによりまして、災害防止すること

が困難となり、あるいは公共の利益に著しく損害を及ぼすというような状態が生ずる場合も予想されますが、この場合におきましては、起業者にある程度の担保を提供させまして、これによ

りまして事業の機会を失うことのないよう配慮いたしております。これが百二十三条に規定したところであります。

さらに最後にもう一点申し上げま

すと、先ほど申し上げましたような事業の認定あるいは收用委員会の審査手続、こういったことは、それとも地

方には予想されますので、そうすることによりまして、災害防止すること

が困難となり、あるいは公共の利益に著しく損害を及ぼすというような状態

が生ずる場合も予想されますが、この場合におきましては、起業者にある程度の担保を提供させまして、これによ

りまして事業の機会を失うことのないよう配慮いたしております。これが百二十三条に規定したところであります。

さらに最後にもう一点申し上げま

すと、先ほど申し上げましたような

内容は、本日はお尋ねいたさないつも

りであります。これを許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 私はこの土地收用法案の

内容は、本日はお尋ねいたさないつも

りであります。これを許します。村瀬宣親君。

○岩沢參議院議員 ただいまの御質疑

であります。この土地收用法につき

ましては、御存じかもしませんが、

業者に当該工事をやつてもらうこと

をいたしまして、こうした起業の損失

をいたしまして、明らかなものはこれを補償するという建前に規定をいたしました。

なお百二十三条に、緊急の施行の必

要に応ずるための土地の使用という制

三年前から、すでに五十年も経過した土地収用法というものは、今の民主主義の時代には即応しないといふので、ちょうど私が在官中から、改正しなければならぬというので緒につきまして、いろいろ県との問題とか、各省との権限の調定とかいうことで相當時間を食いまして、ようやくまとまつたのであります。それも今お話を通り、私自身がこれをやつたのではなくて、私が在官中、この改正法をやらなければならぬという大綱だけを知つておつたような關係からその後建設省でこれを一応整理いたしまして成案ができたのであります。ただこの際において、議員立法として提出したらいいいやないか、というような懇意もありまして、従来の関係から、私が引受けて提出したような關係もあるのであります。しからばなぜ岩沢一人で提案をしたか、議員立法においては各党、あるいはまた相当の人が連名で提出するのが普通であるにかかわらず、なぜ単独の署名によって提案したかという御疑問であります。実はこれは基本法でありまして、政策でも何でもないのであります。そういう意味から申しますれば、超党派的なものであると思う。従つて、これを各党派一人ずつ提案者としてお願ひしなければならぬ、こういふように私は考えておつたのでありますけれども、このオーナーが非常に遅れて来たのと、また会期が非常に切迫したので、一応本国会において御審議を願うようにならなければならない、さしあたり急いだために、提案者として私一人だけでやつたので、別にほかの会派をどうとかこうとかいうのではなく、ほんとうに申した通り、超党

派的なものであるから、各会派に一応内容の御説明をし、御同意を得てそれから後共同提案にすべきである、こういうふうに考えておつたのでありますけれども、今申し上げた通り、時間的な制約を受けたために、一人でやつた。一人でやつたということは別に他意はないのであって、そういうふうな理由でやつたということを御了承願いたいと思います。

○村瀬委員 御答弁でよく事情がわかつたのであります、大体議院は立法の府でありますから、できる限り全部議員提案に移つて行くのが好ましい傾向と思うのであります。もし政府提案もあるとしますれば、こういう法律案こそ政府提案でいいではないか、こう思ふのであります。今提案者の御説明の通り、基本法であつて何ら政策その他のを加味していないものであるから、これも議員提案で悪いということは断じてありません。こういうものも議員提出でよいと思いますが、政府提案といふものがもし残るといたしますれば、まあこんなものなんぞ、これが議員提案なら全部議員提案ですべきだという感じがいたすのであります。そこでもう一点承つておきたいと思いますのは、当然政府提案でしかるべきものが議員提出で出されたのは、これは提案者の御苦心御努力の結果であることはよく承知いたすのであります、何かはかに理由があつたのか全然ないのか、承つておきたいと思います。

○岩沢参議院議員 私が提案したといふことにつきましては、別に理由は全然なくて先ほど申し上げた通りに、私が在官中においてこの問題について非常な关心を持つた關係上、できるだ

け早く提案して御審議を願うと、いうふうな意味から、やはり議員提出の方がいいじゃないか、こういうようなことを考え、かたゞ、建設省等にもお願ひして、代表者としてやつたという以外に別に云々という理由はないのです。

○内海委員長代理 次に池田峯雄君。

○池田(峯)委員 私は、この法案が提出されるにあたりまして、これに非常に關係のある小貝川のつけかえ工事の問題、この問題を、提案者よりもむしろ建設省当局の方にお伺いしてみたいと思うのであります。

この問題は、土地收用法を本委員会において審議する上において、非常に参考になるものであろうと思うのであります。五月二十二日の夕刊毎日新聞に、「川に浸したら殺す町長頭に懲らしめ、土防衛隊も結成」というセンセーション的な見出しをもつてこういうことが報道せられておるのであります。この新聞にはこういうふうに書かれております。「利根川沿岸住民を水魔から護る小貝川背割堤新放水路計画は、人口三千の茨城県布川町の大半を河底に沈めるので、われわれにも生きる権利がある」と同町及び流路に当る文村、東文間村住民は必死の反対を叫んでいる。これに対し建設省側では「技術的にはこれ以上の答は出ぬ」とあくまで強腰で、受益二町八カ村の促進同盟も早期実施を迫り、出水期を前にして血潮が一滴でも残つてはいる限り勇敢に行動する」こういふ二点をききまし

て、そうして小貝川のつけかえ工事を徹底的に反対するという氣運が今起つておるであります。新聞の報するところによれば、「あるおかみさんは『町を川にヒタしたら突殺してやるよ』」こういうふうに記者に対して言つておるというであります。これに対する建設省では、立退きには補償金を出でるそうです。なお「受益権者も費時価のほか、商家ならば三年間の業補償費も出す、こういうことを言つておるそうです。」

接町村は反当り約六万円、家屋移転見舞金を出し耕地も割くと説いていますが、町民たちは「この前の堤防抜張で補償費をもらつた連中が、今どんな暮しをしておるか生きた見本がある」とテコで運動かず、見舞金は切崩しの手段だと故地になつてゐる。」

博士なども案を出しまして、大体三つ載つておるのであります。この小貝川のつけかえ工事の問題は、これは富士山動かす猛烈な反対を叫んでおります。これに対しても、建設省の方でも、どういふべきかそれらの反対に次々に動かされて行きました。そして最後にこの布川の町を山の上に移転させ、ほとんど町の大半を川底に沈めてしまふといふやうな背割堤敷をとつて來たのであります。こういう計画は建設省としては、もうすでに決定済のものであるから起るのであるけれども、この反対をいかなる方法によつて納得させ、しす

め、田溝にこれを遂行して行くのであるか、これらの方針について承りました。○伊藤(大)政府委員 小貝川のつけえ問題は利根川の逆水問題と関連しまして、古くから問題になつて来るのでありますて、その河口を下流につけかえるということにつきましては決定いたしてゐるのですが、その河口に至る法線をどういうふうに持つて行くかという問題につきましては、技術的にいろいろと検討をせられて來たわけであります。その検討の過程におきまして一案二案あるいは三案と、いろいろな意見が出たこととするわけでありますが、このいろいろの案を検討いたしました結果、技術的にまた経済的に考えまして、現在に至りましては太体背割堤式をもつて最もこの決定にあたりましても、細部の問題につきまして若干いろいろと検討いたしてはいるのでございますが、方針といたしましてはこの線に参りたいと存じておるわけでございます。なお、この決定にあたりましても、新聞に出でております記事の通り、当然地元におきまして、この犠牲になられる方々におかれましては、この問題についていろいろ反対があつてゐる、も覺悟いたしておるのであります。また反対せられるのはむりからぬことと存ずるわけであります。利根川の改修計画並びに小貝沿線の全市町村の方々全体の利益から考えまして、これらの問題につきましては、ひとつ犠牲を忍んでいたぐりいたし方がないかと存ずるわけであります。しかしこの犠牲に対しまして、決してそのまま放つておくといふわけではあります。

個人として出されます場合には、一生
めんどうを見てやるくらいの、あるいは
は二代、三代にわたつてめんどうを見
てやるだけの大幅な改正を考えられて
もよかつたのではないか、こう考えら
れるのでありますがいかがでしよう

○岩沢參議院議員 ただいま池田さんのお説は、一応はもつともと考えるのありますけれども、しかしながらこれを本人の一生の生活を保障するというようなことは、どこをもつて線を引くかということに非常に難点があるのですから、今までで、でき得れば現在における生活を基準にして、それに補償するという程度が一番いいのじやないかと、いうような考え方で、その限界でこの法律をつくったのを次第で、それを今あなたのお話のように、孫子の末まで被收用者を保障するということは至まることでありますけれども、事実不可能だということから……。

○内海委員長代理 それではこの程度にしておきます。

おきたいのであります。が、お一人で提案されて、今参議院において審議が進められておるということであります。もちろん岩沢さんは内務省土木局時代から、いろいろな点から御経験もされおり、また建設省の次官としてあらゆる角度から御不便な点も感じておつたことと思います。この法律は明治三十三年の制定になるものであります。それで、今日の時勢にふさわしくないといふことは、われわれもこの案文を一々検討しなくてもうなづかれるのであります。そこでこの法案が参議院における審議の経過及び見通し、さらにまた

今国会においてどうしてもこの法案を通さなければならぬかどうかというお考えを一通り承つて、そうして衆議院の建設委員会においても、その考え方とともに議事を進めたいと思いますから、この際そのお考えを明らかにして

○岩沢參議院議員 参議院におきましては、二十二日に提案説明をいたしましたして、そのときに一應は専門家なり、收用せられる起業者なり、あるいは被收用者の体験をもつておる人たちの意見を聞いたらしいではないかというので、二十四日に弁護士の法学博士である吉田久さんと、それから京都大学教授の須貝教授と、それから電気協会連事の村倉さんと、それから被收用者側に出される竜ヶ崎町長の富塙橋一といふ人と、それから東京都における区画整理につき、二つの問題ばかり亘つて

○内海委員長代理 次に建設行政に関する件を議題といたします。去る二十日よりまして、政府側より中田建設次官、伊藤河川局次長、伊藤治水課長、経済安定本部より小澤建設交通局長、会計検査院綿貫事務総長、池田總務課長、大蔵省より平井司計課長、以上のほか法務府檢務局総務課長(下明義君)が出席しております。これより通告順により質問を許します。今村忠助君。

○今村(忠)委員 私は公共事業費が適正に使用されるかどうかということに関して、すでに二回にわたりて質問をいたしましたし、順次実際の問題に触れて、どう扱われているかといううらくなことがわかつて来たのであります。が、本日は最後といたしまして、これ

申しておるのであります。従つて衆議院の方におかれましても、今予備審査院の段階ではありますけれども、そういうような一般客觀情勢が、できるだけ長い間、五十年間も放置しておつた官憲的なこの法律を、民主的に切りかえられるということが最も望ましいということは、できるだけ早く御審議を願つて、もうな意味合いから、私といたしましては、できるだけ早く御都合がつけば、参議院が採決いたしましたらそれを受けてもらつて、もし御都合がつけば、参議院が採決いたしましたらそれについて御尽力を願いたい、こういうふうに考えております。

で、その点を再調査してもらいますと、それは請負者の仁義で、「一応は三回にわがれでの工事であるので、第一回分は八割五分を談合金にわけたけれども、二回、三回はそれほどの談合金ではないで済むから、結局談合金といふものの割合は、三回分を合せると大したものではないのだ」という説明がありました。いずれにいたしましても、この請負制度の中に談合というものがはあるらしいのでありますて、まず第一に、建設次官に、全國的にかような談合というものが慣例となつてゐるほど行われておるのかどうか、これを最初にちょっとお尋ねしてみたいと思ひます。

をこのままにしておいては将来に、必ず
来あつたような不詳な事件が起きる
ではないかと思われますので、そち
ぞれの責任当局者の御意見を承つてお
きたいと思うのであります。同時にこ
れはまたわれべく建設委員会といふ機
関としても、適当なる処置と申します
か、方法を考えるべきであると、かく考
えに考えるものであります。

まず第一に、過日來お尋ねいたして
おりました長野県下の昨年の水害に關
する災害復旧に対する補助金の用途で
あります。國家警察本部の報告によ
りますと、過日來私が新聞で読んで
つた談合金に七割五分が使われておつ
たというのは、実は八割五分だとい
う事実がわからました。つまり談合金が
工事費といいますか、請負額の八割五
分まで達しておつたというのであります
。つまり、つたと

ようならわざがあることは承知いたしておりますそこで会計の適正を期し、工事のはんとうの正しい執行をするためには、いずれにいたしましても、日本の現在の会計制度におきましては、さようなものの行われぬことが望ましいことは当然でございます。ただこの場合に、一般競争入札に付するか、あるいは適當なる業者を指名して、いわゆる指名競争入札にするがよろしいか、あるいはまた特定の現実の工事に対する、最も妥当な工事人と匿名で随意契約をするがよろしいか、そういう点につきましては現行会計法上なお私は検討を要する点があるではないか、かりに一步譲つて現行法を踏襲するといたしましても、そのやり方につけ、たとえば一般競争入札をやりました場合に、まったく野放しの最低入札

でございますが、これは御承知の通り刑法上の罪にまでなつておるわけでござります。現在これが行われていないかどうかにつきましては、これは裁判上の問題になつたことも、全国的にはないわけではございませんので、やはりそういう不詳の事柄があり得るので、はないかと思います。しかしながらつぶさに調べてみると、いわゆる世間でいう談合の中には、私は二通りのものがあるではないか、金銭をもつて、あるいは権益をもつて詰合つて、特定の者に譲るという、いわゆる眞の談合とおぼしきものと、それから何ら金銭、権益を伴わないで詰合いをするといふようなものと、二つあるのではないかと私は想像いたしております。しかししたれども私が眞実にその事件に基づかり、あるいは取調べたわけではござ

者に落札するのがよろしいのか、また指名をいたしますのにも、ただ行政の運用の任意の指名をするのがよいのか、それとも客観的な一つの標準をつくるべくして、それに妥当するものを指名するというような制度に移行するのがよいかどうか、これらは建設業界の刷新改善のためにも、また政府の予算執行の適正を期する上においても、まことに重大な改善方策だと思いますので、公共事業をたくさん取扱つておる建設省といたしましては、これらの点を十分検討いたしまして、財政当局あるいはまたここにおいての会計検査院当局等とも十分連絡をいたしまして、今後一番妥当な方策を発見して、国会等にも御審議を願う日の近からんことをこいねがつておる次第でございます。

十九条においては、「各省各省の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、大蔵大臣に協議して、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。」とこういうようになつておるのであります。それで、結局建設省だけの線でなくて、大蔵省の側からも、これについては当然深い関心といいますか、注意が持たれて、なければならないし、同時にその結果経費がどう使われたかということになると、大蔵省が適正に使われておるかどうか、れば、会計検査院に關係して来る事項となると思います。これが結局一体となつて総合的に、つまり公共事業費等の補助金が適正に使われるかどういかということを見る努力といいますか、制度といふようなものができない限り、何かそこに一つの抜け道ができるのではないかという気が、順次質問を続けるに従つて出て来ておるのであります。この点について、つまり政府の府の庁に対する補助金というものが、アメリカにおいては、大分この補助金とまず第一に予算經營上といいますか、制度として適當であるのかどうか、アメリカにおいては、原則的に日本におけるがごとく一括して計上されているのであります。おそらくアメリカを視察した人たちが、役所が実にお寺みたいに静かで、日本で行われておる陳情のよくなものはなかつたといふように、みな感じて帰つておるようになりますが、私もその一人であります。日本ではこのために対して陳情といふものがあるのだと思う。日本の陳情といふものは、もう亡國という言葉を下へつけた方がいい、陳情亡國である。陳情が許されるような制度があるために、汚職事件は数限りない。このごろの海上

保安庁の問題などもそれに直接該当するかどうか、とにかく大きな問題になつておるようあります。が、とにかく多少説明的な言葉で言うなら、役所で政治ができる。つまり役所へ頼みに行つて、いろいろ陳情のようなこと、あるいは運動のようなことをすれば、補助金がふえたり、あるいは工事などを請負うことができる、運動によつて得られるということがあるために。こういうことが起きて來るのはないかと私は思うのであります。ここで私は、この補助金制度というものを全然廢止するか、置くとしたならば、何かやり方があるのでないかと思うのであります。まことに、実際の衝に當つておる大蔵当局から、本日は司計課長がお見えになつておるそですが、大蔵当局あたりで、いわゆる補助金といふものに對して、從来弊害があつたかどうかというようなことも、おそらく実際問題の上からも感じられておると思うので、ひとつ御所見を承りたいと思うのであります。

とつで、ただいま財政の処理と申しますか、そういうものをやつておるわけがございます。そして予算の執行の中でも、これも終戦後できた財政法、今般的な経理は好転いたしておるようですが、第四十六条によつて監査を実行いたしておるのでござります。この監査によりましても、ただいまのところ質な小切手の詐取であるとか、騙取であるとか、偽造であるとかといふ事件は減少しておらないので、これは非常に残念なことでありますけれども、事実はそういう状態ではなにか困つたことだと考へておる次第でございます。しかしあまりに統制であるとか、監査であるとか、認証であるとかといふことを強化いたしましたと、予算の執行が促進しない、事業が進行しないという面もござりまするのを、實はそちらの方面と、予算の執行の適正といふ方面的との板ばさみになつて苦しんでおるところでござりますが、それにもたしましても、先ほど申し上げましたように、予算の執行の適正といふことは、国民の税金を使う上から非常に重大なものでありますし、四十六条の監査を強化して、ただいまのところだけは、その線で進んでおるわけでござります。ただいまお話を長野県の件につきましては、まだ報告が来ていませんんで、よく承知しておらぬので申し上げかねる次第であります。

それから補助金についてといふお話をありますべく、補助金につきましては、これはいろいろな面からいろいろな要請がありまして、あまりに斜目を具体的に個々にわけますと、予算の弹性がなくなりまして、執行が非常に力性がなくなりまして、執行が非常に

手間どる、あるいは執行上困った事態がでて来るというので、あまり予算算科目を一つ／＼個別にきめるのもいいがかと思われるのであります。しかしながら／＼お話のように、大づかみな手帳科目にしておきますと、またそこには弊害が出て来るということもございりますので、その辺は非常にむずかしいところであります。先ほど申し上げましたように、予算の執行の適正化という見地から、来年度からはさらにこの点を研究いたしまして、予算の執行が適正に行くようについて観点から、予算科目等についても、さらに検討をいたすことにして日下研究室でござります。

○内海委員長代理 無論とか、適正とか、適正とかいうような抽象的な言葉ではないと思うのです。今、今村議員の聞いておられるのは、もつと具体的にいかなる方法をもつてやつておるかという方法についての質問の如きであります。どういふふうに具体的に説明はできぬのですか。

○平井政府委員 四十六条の監査を、どういふふうに具体的にしているか、ということを申し上げたいと存じます。会計法の四十六条によりますところの監査は、大蔵大臣が予算の執行の適正を期する上に、各省各庁の予算の全額事務を監査することができるところになつておるのでございまして、ただいまやつておりますものは、大蔵本省専門でやつておりますが、各全国にありますところの財務局、府県にありますところの財務部、これを動員いたしまして、ただいま施行しておるものは、公共事業費の監査、終戦処理費の監査、各府県、町村等に関する補助金、

この三つを主としてやつております。

その以外についてももちろんやつておられます、そういうものについて主と

してやつております監査のやり方は、報告書による監査と実地監査でござい

ますが、主としてこれは実地監査をや

行の適正という見地からありますか

ら、その検査の結果、事業があまり進

歩していない、しかも大蔵省から行つ

ておる金がそこに行き過ぎておるとい

う場合には、その金を引上げまして、

仕事が進んでおつて金が行つてない

というような場合には、そちらの方に振り向ける。あるいはその監査した結果、その中に違法、不当といふようなものがござりますれば、それを大蔵省に報告してもらつて、大蔵省から各省各厅に対し御相談申し上げまして、

是正をする、あるいはその善後処理を

こざいます。

○今村(忠)委員 さようございま

すか。

○平井政府委員 そういたしますと、県知事や市町村長が委任を受けて監査に当るのですか。

○平井政府委員 監査する場合には、財務局、財務部で監査に当ることになつております。それから大蔵大臣が各

省官庁に委任して監査をしてもらうといふこともございますが、ただいまのところ各省官庁に委任してはございません。ただいまのところでは、大蔵大臣と申しますか、大蔵省が実行してお

ります。

○今村(忠)委員 大体事務的な各それ

ぞの関係官庁におきます態度はわかれました。その結果私も強く感じたことは、新憲法下における民主主義のは

き運営は、一般国民において当然あるのであるけれども、同時に官庁においてもあると私は考へざるを得ない。す

べ、実は痛切に感じてゐる点である。運動した方が効果があるといふ事実を

して、実は痛切に感じてゐる点である。私はアメリカの憲法が改められまして、ことに

アメリカの憲法のいろいろよい長所を取り入れるのに努力されているが、今

日のわが日本の行政面であろうと思うのであります。ところがアメリカの憲法の精神は三権分立に基づいてお

ります。立法院が開いたことを行政府が行う。それが実に厳格になります。ところがアメリカの憲法の特徴であろうと思ふのであります。し

かに日本の憲法は、かような憲法の結果、従来あつたところの三権分立

の立場から見れば、官庁においては、その立場から見れば、官庁においては、

補助金を受けた場合は該当するので

○今村(忠)委員 「補助金の終局の受領者を含む」となつておりますが、そ

うなりますと、市役所などで都市計画

で補助金を受けた場合は該当するので

はなはだ政治的な行為があり過ぎると思われる点が、いまなお残つておると

思ふ。それが今言う予算の上の補助金

といふような姿で、まだ現存してお

る。立法府できちんときまつたものを

と指摘したいのであります。つまり官

庁へ直接国民が泣き込めば、簡単な言葉で言えば、いわゆる政治が行わ

れる。立法府できちんときまつたのを

おいて、真剣に考えなければならぬ問

題であると私は思ひのであります。そ

れで今皆様方の質問に順次答えてく

れど、言いかえれば行政の側と立法面にたところのものを総合してみますと、

さきに同僚の議員であります松井豊吉氏並びに田中角栄氏からも、公共事業費等が適正に使われているやいなやと

いうことについては、やはり私どもと

同じように、一つの信じ切れない意持

を持つております。松井氏は、国会議員会を新たに設けるべきではないかと

いうことを、意見として述べられてお

りますし、田中角栄氏は、決算委員会を強化、拡充するといいますか、何かもう少し決算委員会の権限を、今

のようなものではなくして、これにあ

る程度今点を監査するといいます

が指摘して、これが適正であるから、

これをなくしたらどうかと言つたが、これがこれでは是正できるような気もす

たとしても手がまわりかねてできておりま

る。こういふようなもののをかりにつく

る。こういふようなもののかりにつく

る。こういふようなもののかりにつく

る。こういふようなもののかりにつく

る。こういふようなもののかりにつく

る。こういふようなもののかりにつく

やいなやといふような、根本問題の解決はつかぬと思うのです。私はかよう

な点から、この問題に關する質問をして

いた。個々の起きて来た不祥事件に

つて追究しないのはそれなんです。そ

ながら、個々の起きて来た不祥事件に

つて、地方交付金のとき形にして与え

て行く。つまりはつきり明記されて要

求して来た額に對して補助金という形

になつて出て行くようにする。先ほど

うな気がするのであります。それはなぜかといふと、先ほど來豫しようと、國民の側の民主主義のはき違えがあるようであります。つまり地方官庁が、飯田市の災害後における都市計画の復興の経過を見てもわかる通り、補助金をもらうために、経費が少しづかづ少ないといふ考え方を持つている。それは極端に言えばもらひ得だといふような考え方から、五百円ももらうのに、百万円使つてもいいぢやないかといふことは、市金の議員みずからが、われ／＼に公言するくらいに至つておるのであります。つまり簡単にいえば、私は民主主義のはき違えと思うのであります。つまり簡単にはいりますか、実情下においては、この点を十分考へて、制度のみ新しく行つても、実態國民の側といいますが、社会がこれに伴わない実情であるという点を考慮して、制度、法律といふよくなことも同時に考へて参らなければならぬのではないかと思うのであります。この点につきまして、本日特に建設省、經濟安定本部、会計検査院、大蔵省、法務府等、公共事業費の支出に関連を持つ各省の方に特にそろつておいでを願つて、総合的立場からせひとも——私は全國的にこういう問題はあるうと想像するのでありますて、たゞいま長野県下に、かようなくないに法に触れて大きな問題となつて出たのであるのではないかと想像せられますので、どうあつても一千億を越える厖大な公共事業費の用途が、適正でありますやいなやということは、国会において

も当然であります。が、行政の面からも真剣に考えていただきたい。それどころか、彼らの前に当る人たちに、せひともすみやかに、かような公共事業費の適正使途という問題についての総合的な調査をなされて、どうしたら会計技術等の検査が適正に行われるか、これを考えていただきたいと思うのであります。われく建設委員会におきましても、この問題はさきにも同僚松井、田中兩君からも意見の開陳のありました通り、立法府としても何らかこれを研究して、いわゆる適正なる処置といいますか、方法を考えて参らなければならぬと思うのであります。この点につきまして、せつから各省からそれくの責任ある方々が見えているのでありますから、ひとつ所信の点を伺つておきたい、こう思うのであります。

○内海委員長代理　ただいまの今村委員の御意見なりあるいは献策等について、御当局において御意見なり何かありましたら、この際……。

○中田説明員　予算の執行、ことに土木工事の請負等についての執行を適正にする、改善するということにつきましては、私の方としましても、非常に直接の影響があることとござりますし、それから一方建設業の指導、監督といいますか、そういう方面を所管いたしております関係上、ただいま請負制度の改善策のわれく一番ポイントにいたしております点は、最低落札制の検討ということを、文字通りの意味において検討いたしております。この請負制度の改善策のわれく、どうか知りませんが、道路法におきましては、ロード・ア・リミットという制

度が古い法規にござります。このロード・リミット制というのは、予定価格の三分の二以下の低額の入札は落札されないという制度であります。これはあまりダンピングをやつたりする場合を防止する制度でございますが、これにも実は弊害があるわけでござります。と申しますのは、はじめな入札をするという氣がなくなつてしまふ。どういうことをねらうかというと、役所の引札が何ぼかということを、ねらい打ちをするという意味において、そればつかり一生懸命になるという弊害がござります。しかしながらこれにも確かに一理あるわけであります。現在までの会計制度におましましては、国の会計制度を初めとして、原則は最低の入札者をもつて落札者とするということになります。これは工事の適正相なつております。これは工事の適正を期する上において妥当かどうか疑問であります。従つて会計制度にも触れます。が、入札制度について、この点をいかにするかということの一案として考えられる案は、一応は最低入札制度をとるけれども、しかしながらあけてみた結果が、内訳がいかにも不合理である、これではとてもろくな工事ができぬだらうといふような場合には、別途に公正な委員会を構成しておいて、これに審議を託して、そしてどう考えてもこれは不都合であるという場合には、たとい低い落札者といえども、キャンセルしてしまふといふような方法はいかがだらうか。これも実は一つの案だと私は信じておりますが、決してその案を建設省が今立案いたしてある意味ではございません。研究の過程において一つ現われている問題でございます。それから逆に三分の一の

最低の線は少し低過ぎるから、もう少しありで、八割ぐらいのところで、あります。これらは大蔵省等財政当局にも関係がございますので、これとほんとうの意味において連絡検討いたしております。これらも確かに請負制度を是正する一つの道でありますから、私は考へております。監査制度につきましては、御指摘の通り確かに不備な点があるかと思ひます。かしながら本来は、国の直轄であろうと県の補助工事であろうと、執行する者さえ少しつかりしていれば、これははほかから監査を受けるまでもないことはあります。今村委員のおつしめる通り、過渡的な新民主主義下においては、なかなか監査する場合に、補助金をかける仕事をやつた後に検査をするよりは、まつたく別な検査機関を設けてやつたらどうか。しかもこれは各省、各局、各課が、それ／＼自分の予算をわけてやつたところが検査にかかりますと、受ける方も實にたいへんですね。これでは実は仕事ができかないといつて、私の方の出先機関でも非鳴を上げて、いる事実がありますので、あまり出先機関なり県庁といふ、その検査を受ける方の手間をかけさせぬように、しかも実効の上る方法として、独立の別な機構で、検査、監査課を設けてはいかがか。たとえば検査課本省といたしましては、官房に検査課あるいは監査課を設けて、各局がそれを

れ補助したもので、官房の大臣直も少いりますが、そういう高いところのな系統で検査に行く方法いかん。ということも現実に私は研究を命じられてているようななわけでござります。これは一省だけの問題ですが、この方法をもつと拡大しまして、ただいま村議員のおつしやつたような、あるいは国会所属の監査機構、そういうふうには継続、しかも人格識見の高い人もつてしまければ、実は私は弊害ですねと考えられましようが、なか／＼もつてしまつたいたいに監査官をもつて充てるにはいかないかに相談をして、今村議員の念願されたいか。各省連合してやるにしましても、なか／＼これは容易でないが、そこらについてはまた國務各省とも相談をして、不正を摘发するというよくな昧に合致するような制度いかんといふことは、私ははじめた意味で検討させていただきたいと思います。

○今村(忠)委員 今度は安本の側ですかような問題についての.....

○小選政府委員 経済安定本部といしましては、どういう公共事業の監査をしていくかという問題でございましょうけれども、経済安定本部といたしましては、不正を摘发するというよくなよりも、つまり経済効果を十分にするような仕事になつてゐるかどうかが、あるかといふ問題になるのでございます。これにつきまして、各省あるいは県がちゃんと工事しているかいかないかということを監査する

同時に、われ／＼の方もこれを調査する場合に、ほんとうに経済的な認証の仕方をしたかどうかといふ、われ／＼の自己反省のようなこともそれでやる。そうして各省に対しましておかれ点があればこれを正し、あるいは自分の方に対しても、悪いところがあれば反省するといふようなことをしていくわけでござります。それから災害などにつきましても、十分に効果的に行われているかいないか、あるいは規則通りそれができているかしないか、あるいは二重査定のようなことがあるかないかというようなことを査定するわけでございます。ところが実際問題といたしまして受けた方の県の方といふたしましては、たとえばわれ／＼の方は、そういう経済効果の問題で監査する、あるいは会計検査の方は会計法通り、あるいは検察庁では検察庁の主管についてやり、大蔵省は財政方面についてというふうに、いろ／＼検査が重なつて行きますので、これを総合調整して、ちゃんととして検査をするといふ今村さんのお説、まったく私はその通りすべきだと思う。そういうふうに考えているわけでござります。それはこの前公共事業監査委員会でござりますが、あれができましたときにも、われわれの方といたしまして、そういうちゃんととした監査機構をつくろうじやないかということを申し上げたわけであります。が、今回その監査委員会の廃止されるにつきまして、内閣に対しています。それは将来の計画でござりますけれども、当座の問題としてどう

すとかといふ問題はなさうでござります。われわれ各省をいろいろ見まして、各省の監督というものが昔に比して昔ほどやつてないといふことに對しまして、各省に対しても相当監督をいたします。ただくといふこと、それから一番の根本問題は、先ほども中田次官が申し上げましたように、現場監督が十分にできるようになります。それについての報告は簡単にする、あるいは認証にて、現場監督を十分できるようになります。そういうふうな措置をしておるというような表情であります。

事業費等の優先的適正に行われるなどを
に、立法の側においても、ひとつ研究
しなければならぬと思うのであります
。官庁の側においては先ほど来私が
申します通りに、これらの新憲法下の
盲点というようなものをまず認め、
本日お見えになつたような公共事業費
に関するを持つ各省において、この際何
か積極的な一つの技術、会計監査に関する
して、公共事業総合検査院という役所
をつくれという意味ではございません
けれども、各省で現にやつておるもの
だけでは不十分なのですから、これに
総合性を持たすとともに、あるいは經
費の点に十分のものをもつて、適切に
できるものを考へない限り、今の制度
のもとににおいては、かようなことが繰
返されるのではないかということを私は
指摘しているのであります。であります
からそれ／＼の立場でこれから努
力いたしますという、おざなりの回答
では、私が相当の時間を費やして多数
の人に一緒に来ていただきて質問した
意味がないのでありますし、結局簡単
な言葉で言えば、セクショナリズム的
な一つの欠点が、新憲法下の誤られた
民主主義というような、その考え方
の上に露呈しているのだ。これをどう
は正するかという問題ではないかと思
う。これはひとつどうか、本日結論を
私は諸君に要求しているのではあります
せんが、皆様方において現にかような
事実があつて、それを指摘して私は申
しているのでありますし、各地におき
まして、似たものがあることを、新聞
等を通じてわれ／＼は知りますので、
これを何とかしなければならぬといふ
皆様方の御意見も聞いておるのであり
ますから、この際どうかひとつ、關係

どうか新しい努力を私は要求しておる
のであります。この点をひとつ御理解
くださつて、これらの関係官庁において
ひとつ善処していただきたい。それ
だけのことが明らかになつて参ります
れば、今長野県下に起きた土木業務に
関する私の統いての質問で、事実を指
摘しつつ皆様方への要望を申し上げた
目的を果すのであります。

最後に私は委員長にひとつ所信を承
つておきたい。私は長野県下の土木疑
獄に關して、それ／＼関係各省からの
責任者に出ていただいての答弁を通し
てわかつたことは、今申した通り、新
憲法下の民主主義的なあり方の上に、
やはり不完全なものがある。これは立
法的な立場と、行政面から努力して直
す、あるいはなくすようにいたして參
らなければならぬと思うのであります
て、お聞きの通り行政面のそれ／＼の
責任者にはお願ひしたのであります
が、立法院でその大部分を扱うが建
設委員会におきましても、どうかこの
点に關して、委員長において理事会等
に諮つて、しかるべき善処していただ
いて、あるいは小委員会のごときもの
を設けて研究し、今言う総合的、技術
的、会計的検査の適切にできるような
制度を設けるなり、それを監督する委
員会を議会の中に設けるか、あるいは
建設委員会の中に小委員を設けるか、
何か適切なる処置をくだすために、ひ
とり小委員会のごときものを設けて御
研究願いたいと思うのであります。か
くいたしますれば、行政面と立法院か

ら、とかく起きやすいかのような公共事業の遂行上におけるあやまちというものを、全然なくすることは不可能にいたしましたが、ほとんどなくすることがであります。どうかこの点について三回にたつての質問を通して、しかもそれ／＼の関係当局者からの回答等を通してわかつたところの事実から、ひとつ委員長において新しい一つの努力を払われるよう私は要望申し上げて、所信を承りたいと思想のあります。

○内海委員長代理 私の意見を述べる

前に、この問題は全体から見まして、何と言つても技術及び会計検査方面の不行届に基くものであるように考えられます。そこでこの機会において、せつからおいでを願つたのでありますから、総務会計検査院事務総長の御意見を一応承りたいと思いま

○總務会計検査院説明員 ただいまのお話でございますが、お話を承つておりますと、まず第一点が、補助金を通じて政治といふものが行政各局にわかれている。この点を御指摘のようござります。これはひとり財政上の面だけの問題ではなしに、つまりその御担当者の頭の問題、あるいは考え方の問題になるのではないかと思うのであります。その衝に当る人がしつかりしめられなければ、そういう政治的な効果は発生せぬはずだと、われ／＼は思ひます。われ／＼検査をいたしております者から申しますと、そういう面ばかり申しますと、そ

うの面ばかり申しますが、お話を承つておられるのであります。わかれ／＼は思ひます。われ／＼もそういう面はいわゆる入札の結果を通して、われ／＼は現場に立会うわけでもございません。それから請負業者についてまわる

わけでもございませんので、実際のことはわかりませんが、入札の結果からそれが相当のりくつがあり、合法的に

見える場合においては、そういうことについてしつかりした反証のない限り、これを批難するということはできません。

第一点の行政庁が政治的に動くといふような面は、もちろん予算でしばつて、しつかりとそういう余地のないようすれば、ある程度は減るであります。

しかし予算そのものが特定の目的を示しておりましても、それを甲に与えるか、乙に与えるか、丙に与えらるかというような問題になりますと、やはりお話のよな弊害が起きて来るようになります。

もちろんそういう面は最近は大分われわれの方でも——前には農林省あたりの補助が非常に数多く出て、こまかい補助がたくさんございました。これは多年にわたりまして、そういう補助は実際に手による者から見れば、極端に冒

えば百円とか、二百円とかいうような補助をたくさん予算に載せておつてお話しでございますが、お話を承つておられますと、まず第一点が、補助金を通じて政治といふものが行政各局にわかれています。これはひとり財政上の面だけの問題ではなしに、つまりその御担当者の頭の問題、あるいは考え方の問題になるのではないかと思うのであります。その衝に当る人がしつかりしめられなければ、そういう政治的な効果は発生せぬはずだと、われ／＼は思ひます。われ／＼検査をいたしております者から申しますと、そ

うの面ばかり申しますが、お話を承つておられるのであります。わかれ／＼もそういう面はいわゆる入札の結果を通して、われ／＼は現場に立会うわけでもございません。それから請負業者についてまわる

わけでもございませんので、実際のことはわかりませんが、入札の結果からそれが相当のりくつがあり、合法的に

見ますと、あるいはそういうかな見ますと、ある場合かもしません。

それからローア・リミットの入札と申しますと、気の毒なような面もござりますが、やはりローア・リミットと申しますと、運営の検査はまだあります。

院に持つて来た事例も相当ございまして、実ははなはだ申し上げにくい次第ではございますが、検査がこの前まであります。ことにわれ／＼には検査権はございません。ですから、証拠のな

判いたすのでありますから、証拠のない限りはとり上げることができます。とり上げるのは差控えておるのであります。ことにわれ／＼には検査

によっては検査院の検査はまだあります。この機関として与えられた権限を逸脱いたしましては違法になりますので、その点もできるだけはいたしております。でございまするが、これも國

の一つの機関として与えられた権限を逸脱いたしましては違法になりますので、その点もできるだけはいたしております。でございまするが、これも國

間に情実が入りまするならば、やはり落札者と決定いたしましたする方法によつて、つまりどちらに不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

間に不正が行われるわけございません。でございまから、それも考え方を落札者と決定してよろしいか、その

す。もちろん御趣旨の、検査を徹底せよというお話を並びにそれを総合した一つのもつと大きな、もつとやり方の徹底した方法を考えよといふお話をついで、われ／＼としてもただ努力するでは、十分御趣旨は承認いたしまして、いかぬといふお話をございましたが、もちろん努力はいたします。それから実行に移したい。それでは御満足ではないかもしませんが、ただいま段階におきましては、御趣旨は十分拝承いたして、そういうところに沿うようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○内海委員長代理　それからこの機会に法務府の検務局からもお見えになつておるようありますから、何か御意見でもありましたら、この際承りたいと思ひます。

○宮下説明員　検務局長がさしつかえておりますので、私からお答えを申し上げることを御了承願いたいと思ひます。率直に申し上げますと、終戦以来最近まで、法務府におきまして特に談合を一つの検察の重点として取上げなければならぬ、談合に対し厳正な取締り、検挙をしなければならないといふ、中央からの指示をいたしたことはないのです。しかししながら終戦以来最近まで、各地におきまして次々に談合の事犯の検挙を見て参りまして、またそれに関連いたしまして、いろ／＼な汚職事件の発生を見ておるのであります。なお最近新聞紙上で御承知の海上保安庁の事件は、談合事件の検挙に端を発しまして、次々に海上保安庁の職員の横職事件が検挙されておるのであります。このような情勢を考え、また先般來

当建設委員会における各種の御意見等を参考合せまして、法務府検務局におきましては、最近の全国各地の談合事犯を整理して、その実態の研究及び原因の探究を始めておるのであります。單に談合だけではなくて、談合にからむ汚職事件等についても、いろいろな方面からその事件の実態、原因等をいろいろ研究いたしております。御承知のように刑法の談合行為は、公正な価格を害する目的あるいは不正の利益を得る目的という条件がついておりますので、いかなる限度のもの、いかなる線以上のものが、刑法にいわゆる犯罪としての談合になるかという点も、なかなかむずかしい事件でありますので、それらの法律的な研究等もいろいろ／＼に着手いたしてあるわけであります。それにつきまして、そのような研究、調査の結果によりまして、今後検察の一つの重点として談合行為の適正な取締り、検挙というものを取上げるかどうかという点を、法務府において研究いたしたいと考えておるわけであります。しかしながらこれはあくまで取締り、検挙の面でございまして、このような事犯に対しましては、あるいは請負制度の改正、あるいは行政的な監査、監察の制度の改正といふことは申すまでもないところでありますので、法務府でいろいろ研究いたしました具体的な事件を通じての欠陥なり、あるいは意見なりは、それ／＼の関係各省の方へ、逐次御連絡いたしたいと考えておるわけでございます。

ら、この機会にお尋ねいたしたいと存じます。それはさきに今村議員からのお話に、検務局は長野県のある工事に対して、八割五分からの談合金を確認した、こういうようなお話があつたよう私聞きましたが、そういうようなことを検務局が調査された結果、そういうようなことがあつたのでありますようか、まずこの点をお伺いしておきたいと思います。

○宮下説明員 検務局に参つております、「長野地方検察院から」の報告の中に、具体的にはそのような報告がまだ参つておりません。

○逢澤委員 重ねてお尋ねいたしますが、検務局が承認なさつたというわけではありませんですか、もう一べんお尋ねいたします。

○宮下説明員 法務府に対する報告の中には、その点はまだ触れてございません。

○逢澤委員 それでは重ねてお尋ねしておきたいと思うのであります。今、たま／＼談合という話が出まして、さらに会計検査院の方からもいろいろ／＼のお話があつたのであります。それを総合して考えますと、現下のいろ／＼の経済事情下におきましては政府としておやりになるのは、きわめて公平な措置ととらねばならぬと思うであります。一体、現在の会計法規や道路法の執行令などによつて考えてみますと、業者が一つの協調をやらねば営業が成り立たぬということがあると思うのであります。この点について、注文者側はお考えになつたことがあるでしょらか、ないでしようかということをお尋ねしておきたいと思います。そこで私どもが建設委員としている／＼研

究しておるところによりますと、今日のこの経済事情下におきまして、先ほども断片的には話があつたようではあります、かりに百万円の仕事をいたすいたしましますれば、これは抽象的に百萬円という計算ができたのではないと思うのであります。いろいろの物価の指數や労務の数、こういうようなものを技術的によく調査をなさつて、その結果、百万円という数字が出了るものであると思うのであります。従いまして会計検査院が検査をする場合にも、それらの寸法とか形状とか、あるいはいろいろのことを調査しなければ、これは検査をしても、検査の結果は何も得られないと思うのであります。そこで私どもがここに疑問を持ちますのは、一体かくのことと数量や寸法や、形状を有しておる、こうしたことになつて初めて百万円といふものができて来ると思う。しかるに現在の会計法規や道路法の一部によりますと、百万円のものを三十万円で入札いたして、これに落札するといふような制度がある。一体そんなことができる事であるだろうか、どうだろうかといふことをまずお尋ねいたしたいと思う。そこで今村議員からもいろいろな御指摘になつておつたようですが、私どもはまず注文に際しては、できるような形式をもつて注文しなければ、できないような形式によつて注文をし、そうして起るいろいろのことに対し、建設省にいたしましても、いろいろ各官庁の注文官庁をいたされましても、相当の技術者がありまして、そ

の技術者によつていろいろ／＼の設計ができておる。そうして金額というものがきまつて来ると思うのであります。その金額の三分の一や半分で仕事ができるとか、できないとかいうことは、常識のある者は知つておる話ではないか、それを三分の一や二分の一で契約をするといふところに、私は矛盾があるのじやないかと思う。従つてこの矛盾に対してもう論議は——私は諸負業者の肩を持つようではありますが、請負業者も何らかの方法によつて、不正手段——不正手段ということは適当でないかもしませんが、何ぼ安くても契約をするというこの手段に対しても、営業者としては何かの行為を考えねばならぬと思うのであります。そこで注文者側におかれましては、今村議員も御指摘になりましたように、何かここに公正に注文ができるような方法を考える必要があると思ひます。特に中田建設事務次官などは、多量の注文をおやりになるのでありますから、そういうようなことをお考えになつたことがあるだらうか、ないだらうか、あるいはもお考えになつておるとすれば、どうなつておるか。幸いにいたしまして、きょうはここに会計検査院の方も見えておるのでありますから、会計検査院のあの命令の何条かということは忘れましたが、会計検査院の会計規則の中には、そういうような、何ぼ安くても安いものに落札するという条項があるのだそうです。こういうようなことを改めて、初めて私は適正な材料の注文がなし得られると思うのです。それを公定価格のきまつておるものに對しても、何ぼ安くてもこれは注文するのだといふところに、根本的な問題

しかるべきで、いかがいたいところです。
に思うのであります。従いまして私は
は、中田さんのこういうような矛盾を
に対する注文者側としての考え方方が何か
あらうかとと思うのであります。この
点をこの機会にお伺いしたいと思いま
す。

○中田 誠司 嘉 大たしまの運営からくる
らの御質問の点は、ちょうど先ほどそ
の点に触れて、私の多少の所見を申し
上げたところだつたのでありますする
が、重複いたしましてもお聞きとりを
願うことにいたします。

現行の会計制度におきましては、残

念ながら最も低い入札に落すという仕組みになつておるわけであります。この例外としての唯一の例は、道路法施行令という内務省令がございまして、その中には三分の二以下の落札者には落さないという規定がございます。今は三分の一というお話をございましたが、実はそうでないので、六割六分を割る場合には、落さなくともいいという規定なのであります。それでもなお現在の物価では低過ぎる、ロア・リミットが低過ぎるというお説がちらほら出ておるところなのでございまして、一説には、これは八割くらいを最低限にしたらどうかという説があるわけですが、実はそれにもいろいろな悪い副作用がござりますので、原則は一応最低の落札者ということにするが、しかししながらあまりひどいものについては、別途公正の委員会にかけてキヤンセルする、すなわち契約を解結しなくていいということにしたらどうかといふ説もございます。これらにつきましては、もちろん財政当局と御相談せなければならぬことでござりますので、実

は今建設省内で具体案について検討をいたしております。これほどの案がよいかは、実は建設業審議会でもずいぶん回を重ねて検討いたしましたが、遂に結論が出づに、政府において検討しろということで、今日に至つておりますので、どうしてもこれは解決したい一つでございます。

それから実はその協議会の方が無理押しな予算で政府はやらしておるではないか、この防衛策に、どうしても話合いをせなければ立ち行かぬというような御意見もございましたが、実のところは、協議会に仕事が少いときには競争をなさる、これもやむを得ないことだと思います。競争があまり激甚になると、実際工事が無理なような値にたたかれるわけで、金融が梗塞しますとその場の一時しごとに、無理に安い値で落されるそれは実は協議会の方々にも非常に自縛自缚といいますか、お困りになる結果になる。これらにつきましては、たしかにそうでございまして、そこでたとえば経済事情が非常に変更したような場合については、契約を中途でも変更し得るように、契約款をかえようぢやないかといふので、先般建設業審議会で答申された案がその案でございます。しかし当初予算できましたものを、非常に物価が上つたから今度は設計を変更して、たとえば百坪建てる家を六十坪でがまんしようぢやないかというようなことは、なか／＼容易ぢやない。従つて発注者の方は、無理をした見積りで出すようなおそれのないことを決してありません。確かにあります。しかしこれも、ただいま申し上げましたように、経済事情が非常に変動した場合に

は、設計変更なりするといふよくなつて満な運用があり得るではないかと思うので、この点でこの問題を解決して行きたい、こう考えております。

○ 計算会計検査院説明員　ただいまの御意見にお答えいたします。競争で一番安いものに落せということは、これは会計法でございますが、法律にそういうふうにあるわけでございます。と申しますのは、競争によつてやれといふことだけしかございませんで、最低限を押えておりません。いわゆるロード・ミリットがないわけであります。その結果といたしまして、検査院が欲すると欲せざるにかかわらず、そやらざるを得ない立場にあるわけであります。法律の解釈上そうなつて来る所以あります。従来もずっとそのように取扱つておるわけであります。それから予定価格、つまり入札に付しまする場合に――あらかじめ注文者たる官庁でつくりますものを予定価格と申しておりますが、この予定価格は、お話をのように、設計規格によりましておの／＼その単価をつくりまして、そうして計算いたしまして、この建物なりこの工事は幾らかかる、百万円なら百万円かかるという予定価格ができるわけであります。しかしながら予定価格も、実はわれ／＼が少し神経質に考えますと、その設計をいたします技術者の頭によつて、やはり多少の動きがござります。ある者に設計させれば八万円と設計する。またある者に設計されば百二十万円と設計する。そういうことは事実あり得ると思ひます。これは価格の見方いかんによるのでござります。統制価格のあります時分は、大体統制価格をとつておりますから、

あまりひどい開きはなかつたようですが、しかしながら數量の計算、たとえば、材木を使います場合、柱をどれだけ切り落すかということによって所要材が違つて来る。あるいは足場丸太にいたして、それを何年で償却するかといふような見方によつて、予定価格が違つたのでございまして、そういう点もわれへん十分に注意して、検討しているのでござります。この予定価格そのものの当否という問題もござります。現に検査報告として報告いたしましたが、それは公定価格にびつしやりとしたもの、それ一本でござりますと、そういう入札上の差増減といふものは、あまり問題にならないわけであります。そういう場合もあるわけでありますと、御指摘のように、やはり規格なり、寸法なり、数量なり、というものを基礎にいたしまして、予定価格ができるわけでございますから、そういう面から考えますると、お話をのうに三分の一でできてるるというようなことは、普通の状態におきましてはあり得ません。ただそこに三割なり二割の開きがあるということは、入札いたしましたものをわれへんが検査いたしました経験から申しますと、やはりそこに一つの工事を請負つておる業者がありまして、その附近の工事を請負うという場合は、ほかの業者より有利なわけでござります。従つて、そこに多少の差はありますと、先ほど中田次官からお話をのうち、常識から考えて三分の一で済むといふようなことは、あり得ないのが通常と考えられます。そういたしまして、先ほど中田次官からお話をのら

に、ロー・リミットといふ制度もよほではないか——これが公平に参りますれば、ロー・リミットをどこで押えるか、つまりきわめて接近した部分がとられるのか、ちよつと足を出したものだけられるのかという問題も出て来るのです。ちよつとそれより下まわつたためにはねられ、五千円上まわつたものに落ちるという場合も、理論的には起ります。そういう場合には、先ほど次官がお話のように、それを公平な委員会とか何とかいうものにかけて決定するというように法制化する方法がございまするならば、それがけつこうである、こうわれ／＼は考へておられます。

○邊澤委員 話はわかりましたですが、しからば会計面におきまして、注文者の官庁からそぞういふような提案がありまつたら賛成する用意がありますか。今の何ぼでも安い、端的に言えば、一万円のものを千円に落札しても契約をさす、こういふような方法を是正して、先ほど中田次官からお話になりましたように、三分の二以上の最低者をもつて落札をさす、こういふことに法規を改正するとか、あるいは八割以上とか、九割以上とかいうようにも改正することに賛成する用意があるかどうか伺います。

○締買会計検査員説明員 ただいまのお話でございますが、前にも申し上げました通り、ロー・リミットを決定することは、非常に公正で、何ら暗い面がないという適当な方法があるならば、それはけつこうな制度である、こう考えております。

○邊澤委員 きょうは幸いにして関係官庁からみなおいでになつております

に、ロー・リミットという制度もよいではないか——これが公平に参りますれば、ロー・リミットをどこで押えるか、つまりきわめて接近した部分がとられるのか、ちょっと足を出したものはけられるのかという問題も出て来るのあります。ちょっとそれより下まわったためにはねられ、五千円上まわったものに落ちるという場合も、理論的には起きるのであります。そういう場合に、先ほど次官がお話のように、それを公平な委員会とか何とかいうものにかけて決定するというように法制化する方法がございまするならば、それがもはつこうである、こうわれくは考えているのであります。

から、今村委員の方からも強い要望があつたようありますが、さらに希望を申し上げておきます。

各官庁とも相当高級な技術者で、いろいろな機関を通じて設計ができると思いますので、今会計検査院の総長がお話になつたのは受取りにくいのです。今日の物価指数の上から申しますと、二割も物が違うということはないと思うのであります。五分や七分の違いはこれはやむを得ませんが、今日のいろいろな事情を細かに調査してみて、二割も違うものがあるとすれば、国会として各官庁が予算を計上なさる場合、慎重にやつてもらわなければならぬと思う。私は、各官庁がいろいろな注文を出される場合に、二割も違うといふことは常識的にも考へられているといふことは常識的にも考えられぬ。三分や五分や一割くらいの違いは得るだらうと思います。従いまして、権威ある技術家や、経済に精通した役人が調査をせば、それで設計をされ、あるいは公更が調査をされ、設計をなさつて注文をなされる場合には、そう二割も三割も違うほどの、高いとか安いとかいうような、ずさんな注文ができるとは私ども議員としては信じていない。それが三分や五分や、あるいは一割以内の上下が、あるということは、人間が調査をするんだからやむを得ない。しかしながら二割も三割もあるということは私は信じません。従いましてなるだけ早い機会に適正な価額によつて注文をする、こうい

う方法を私どもの方でも研究いたしましたから、注文関係の官庁においても、大蔵省においても、よく御研究を賜わります。そして将来私どもの方から提案をするに際しましては、すみやかにこれのできるように、成案を得るよう御協力を願いたいということを申して申し上げておきます。

○宇田委員 ちょっとと申し上げておきたいのですが、さいせんの中田次官のお話の中で一つ補足したいことがあります。大体談合を二つの理由で解説している。一つは権利を保有するよろんな形で、一つは権利を得るために談合をする。もう一つはそうでないものもある。大体この二つの理由だと、うお話をしたが、もう一つあるということを御記憶なさらなければならぬ。それはこうした建設工事の入札のみではなくて、物品の納入、払下げの問題にも関連して来るが、設計を出したもの、予定価格をつくつたものをいよいよ入札に付する場合において、予算がないために落ちなかつたあるということがある。その場合、平素出入している商売人や、あるいは請負人としては、利益にならない、むしろ赤字を予想されるようなものでも、この場合落して行かねばならぬという覚悟で、特に戦時中から戦後の非常に物価が急騰した時代においては、そうしたような、お役人の立場を守るといふ立場を守るといいますか、バナナを売るようにならざるを以て、公正に販売されたときの立場を守るといふ立場で、そうしてこれの最高価格といふ方法で、そうしてこれが不正をやつたものであることが出ているのであります。また今後これを厳重にやるという決意を持つておられるかどうか。これをお伺いしたい。たとえば昭和二十四年度の会計検査院の検査報告によりましては、特別調査室などに、相当明らかにこれは業者が不正をやつたものであると思われることが出ているのであります。こういう点につきまして十分に調査して、不正業者に対して断固たる措置をとつてもらいたい、これを要望しておきます。またあなたの所信をお伺いしたい。

それから法務府の方が来ておられます。このくらいいの時間であろうか知りませんが、注意をする時間を入れて最後の腹をきめて、払下げならば最高、あるいは入札等のこらいう工事の場合は最も高いふうなものがあつてあるといふことを御記憶なさらねばいかぬと思ふ。これはわれく建設委員会でありますから、建設行政についての談合問題を論議するわけで、当然のことではあります。しかし、その他建設部門だけではありませんから、おいてもよく御研究を賜わります。そして将來私どもの方から提案をするに際しましては、すみやかにこれのできるよう、成案を得るよう御協力を願いたいということを申して申し上げておきます。

○池田(審)委員 各省からおいでになつておりますから少し質問いたしたいと思います。建設省の中田さんにお伺いしたいのですが、いろへん会計検査院その他の方面から、土木建築業者が不正工事をやつておるというような例がたくさん出ていていると思いませんが、そういう業者に対して、建設省としては行政處分措置をとることができる。たとえば三箇月ないし六箇月の営業停止処分を命ずることができる、こういう法律があるのであります。そういうことをやつた例がありますが、どうか。また今後これを厳重にやるという決意を持っておられるかどうか。これをお伺いしたい。たとえば昭和二十四年度の会計検査院の検査報告によりましては、特別調査室などに、相当明らかにこれは業者が不正をやつたものであると思われることが出ているのであります。こういう点につきまして十分に調査して、不正業者に対して断固たる措置をとつてももらいたい、これを要望しておきます。またあなたの所信をお伺いしたい。

それから法務府の方が来ておられます。このくらいいの時間であろうか知りませんが、注意をする時間を入れて最後の腹をきめて、払下げならば最高、あるいは入札等のこらいう工事の場合は最も高いふうなものがあつてあるといふことを御記憶なさらねばいかぬと思ふ。これはわれく建設委員会でありますから、建設行政についての談合問題を論議するわけで、当然のことではあります。しかし、その他建設部門だけではありませんから、おいてもよく御研究を賜わります。そして将來私どもの方から提案をするに際しましては、すみやかにこれのできるよう、成案を得るよう御協力を願いたいということを申して申し上げておきます。

○池田(審)委員 各省からおいでになつておりますから少し質問いたしたいと思います。建設省の中田さんにお伺いしたいのですが、いろへん会計検査院その他の方面から、土木建築業者が不正工事をやつておるというような例がたくさん出ていていると思いませんが、そういう業者に対して、建設省としては行政處分措置をとることができる。たとえば三箇月ないし六箇月の営業停止処分を命ずることができる、こういう法律があるのであります。そういうことをやつた例がありますが、どうか。また今後これを厳重にやるという決意を持っておられるかどうか。これをお伺いしたい。たとえば昭和二十四年度の会計検査院の検査報告によりましては、特別調査室などに、相当明らかにこれは業者が不正をやつたものであると思われることが出ているのであります。こういう点につきまして十分に調査して、不正業者に対して断固たる措置をとつてももらいたい、これを要望しておきます。またあなたの所信をお伺いしたい。

それから法務府の方が来ておられます。このくらいいの時間であろうか知りませんが、注意をする時間を入れて最後の腹をきめて、払下げならば最高、あるいは入札等のこらいう工事の場合は最も高いふうなものがあつてあるといふことを御記憶なさらねばいかぬと思ふ。これはわれく建設委員会でありますから、建設行政についての談合問題を論議するわけで、当然のことではあります。しかし、その他建設部門だけではありませんから、おいてもよく御研究を賜わります。そして将來私どもの方から提案をするに際しましては、すみやかにこれのできるよう、成案を得るよう御協力を願いたいということを申して申し上げておきます。

○池田(審)委員 各省からおいでになつておりますから少し質問いたしたいと思います。建設省の中田さんにお伺いしたいのですが、いろへん会計検査院その他の方面から、土木建築業者が不正工事をやつておるというような例がたくさん出ていていると思いませんが、そういう業者に対して、建設省としては行政處分措置をとることができる。たとえば三箇月ないし六箇月の営業停止処分を命ずることができる、こういう法律があるのであります。そういうことをやつた例がありますが、どうか。また今後これを厳重にやるという決意を持っておられるかどうか。これをお伺いしたい。たとえば昭和二十四年度の会計検査院の検査報告によりましては、特別調査室などに、相当明らかにこれは業者が不正をやつたものであると思われることが出ているのであります。こういう点につきまして十分に調査して、不正業者に対して断固たる措置をとつてももらいたい、これを要望しておきます。またあなたの所信をお伺いしたい。

こういうばかなことを法務府関係がやつておる。あるいはまた会計検査院が報告しておるところによりますと、苦小牧の検察庁舎を建設するときにつつて、指名競争をする。そのときにやはり予定価格と最低制限価格を定め、そしてその最低制限価格に達しない、非常に低い入札を排除して、二番札をもつて落札者として契約を結んだ、こういうようなことがあります。初めから最低制限価格を定めておきながら、こういうことをやると、ということは、どうも中に何かあるんじやないか、ということを考えられるのであります。こういうよううに、あるいは検察庁関係の会計検査院の報告を見ても、非常に不正と思われるようなものがたくさんあるのであります。こういう点について、法務府はもつと真剣なる態度をもつて調査し、不正者を糾撲すべきであると思うのであります。これらについて意見はいかがでございましょうか。中田さんと法務府の方にお伺いいたしたいと思います。

○中田説明員 建設業法の運用についての御質問でございますが、建設業法は当委員会において御審議、御可決を願つた法律であります。工事の適正なる執行と、建設業界の円満なる発展のためにつくられたものであります。その立法の精神にのつとつて運用いたしております。過去におきまして、たしか明葉工業は、営業の登録を取消したと思います。そのほか営業停止をしたものもございます。ただ建設大臣でじき／＼やるのは、中央で登録したものでございまして、地方の登録は非常に数が多い。これは県知事と地方の建設業審査会が審査し、処分すること

にいたしておりますので、今後におきましても、立法の精神にのつとつて適正な適用をいたして行きたいと存じております。

○宮下説明員 全国の各地方検察庁におきましては、それ／＼の検事正統括のもとに、厳正に法律を執行いたしておりますが、先刻も申し上げましたように、中央において特に談合を一つの検察の重点として、最近の情勢にかんがみて取上げなければならぬという決定あるいは指示をいたしました。いろいろ御意見もござりますので、十分に情勢を考へて、この問題を真剣に考へて参りたいと思つております。

○池田(署)委員 ただいまの御答弁で、情勢を慎重に考へて行きたいといふのはどういわけですか。悪いものは大いに調査して、これを摘發して、逮捕状でもどん／＼出して、そして暗いところへぼうり込んでやる権限は、あなたたち持つておる。その権限がどううふうに濫用されておるかというと、民主的な出版物を、これは政治的な意見だ、この吉田内閣に反対する政治的意見を発表したものを検挙し、遠捕し、家宅捜査をする。きょうの新聞にも出ているように、産別会館をたくさんの警察が包囲し、そりとして書類を押収したり、あるいは責任者を逮捕したりしている。そういう権限を持つているならば、明らかにこの会計検査院が報告している。こういう不正をやつておるのではないかと思われるものに対しても、どん／＼武装警官をもつて家宅捜査をやつたらいいじやないか、それができない。なぜできない、それはあなたが眞直に考へて善く

て行く、そんなばかな答弁は考えられない。あなたたちがどういう考え方でそれを、そのままにしておきましても、厳正に法律を執行いたしておけます。それが中央において、特にその検察庁における執行が手ぬるい、あるいは行き届いておらないといふようなものにつきましては、中央におきましてその問題を取り上げまして研究して、その地方の検察庁に指示をいたすわけでありますが、先刻も申し上げましたように、談合の問題については、今までそのような措置をとらなかつたのであります。しかし当委員会の先般來の御議論等も考へ合せまして、法務府においてはこの問題を真剣に考えよう、こう申し上げておるわけであります。

○内海委員長代理 先ほど来今村委員より、行政機構の方面並びに技術及び会計監査、請負制度の改革等について、いろいろな御意見があり、これに對しましてそれ／＼の官庁を代表せられて答弁があつたようですが、建設委員会といたしましても、今村委員の御希望を尊重いたしまして、一応理事会に諮り、適當な方法をもつて善く處したいと考えております。さよう御了承願います。

○内海委員長代理 次に理事の補欠選舉の件についてお諮りいたします。去る二十二日理事田中角栄君が委員を辞任せられ、その補欠として尾關義一君が本委員に選任されたのであります。が、去る二十三日、尾關義一君が委員

昭和二十六年六月七日印刷

昭和二十六年六月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所